

V 資 料 編

V-1 福島県の状況

項 目		単位	福島県	全国	順位	統計年月日
土地	面積	km ²	13,784.39	377,974.79	3	R5.10.1
人口	人口	人	1,790,181	124,946,789	21	R4.10.1
	人口密度	人(1km ² 当たり)	129.9	330.6	40	R4.10.1
	年少人口割合	%(15歳未満÷総人口)	11.0	11.6	37	R4.10.1
	生産年齢人口割合	%(15～64歳÷総人口)	56.3	59.4	25	R4.10.1
	老年人口割合	%(65歳以上÷総人口)	32.7	29.0	19	R4.10.1
	総世帯数	世帯	787,177	58,493,428	23	R5.1.1
	一世帯当たり人員	人	2.29	2.09	9	R5.1.1
	合計特殊出生率	—	1.27	1.26	32	令和4年
医療	医師数	人(10万人当たり)	205.7	256.6	44	R2.12.31
	医療施設数	施設(10万人当たり)	131.2	144.9	34	R4.10.1
農林 水産業	耕地面積	百ha	1,345	42,970	7	R5.7.15
	農業産出額	億円	1,913	88,600	17	令和3年
	販売農家数	戸	41,060	1,027,892	3	R2.2.1
工業	事業所数	事業所	3,279	176,858	19	R3.6.1
	従業者数	人	154,274	7,465,556	20	R3.6.1
	製造品出荷額等	億円	47,670	3,020,033	22	令和2年
商業	事業所数	事業所	19,975	1,228,920	18	R3.6.1
	従業者数	人	152,062	11,397,130	21	R3.6.1
	年間商品販売額	億円	46,513	5,398,139	20	令和2年
所得	一人当たり県民所得	千円	2,833	3,123	21	令和2年度
	県内総生産(名目)	億円	78,286	5,587,783	20	令和2年度
財政	県普通会計歳入決算額	百万円	1,458,027	68,324,335	10	令和3年度
	県普通会計歳出決算額	百万円	1,397,493	66,324,162	11	令和3年度
	県財政力指数	—	0.513	0.494	19	令和4年度

「福島県企画調整部統計課編：一目でわかる福島県の指標から作成」

V-2 福島県の社会資本整備状況

区分	指 標 項 目		福島県	全国	順位	統計年月日
道路	道路延長(国道、県道、市町村道)		39,115km	1,221,219km	7	R4.3.31
	道路改良率(国道、県道、市町村道)		62.7%	64.0%	30	R4.3.31
	道路整備状況 (改良率) 幅員5.5m以上	一般国道(県管理分)	82.9%	88.1%	38	R4.3.31
		主要地方道	78.0%	80.1%	27	R4.3.31
		一般県道	52.8%	63.9%	36	R4.3.31
		県道計	64.1%	71.2%	33	R4.3.31
		市町村道	59.3%	60.1%	29	R4.3.31
		道路整備状況 (舗装率) 簡易舗装含まない	一般国道(県管理分)	77.4%	88.8%	42
	主要地方道		71.6%	76.5%	34	R4.3.31
	一般県道		43.5%	58.9%	40	R4.3.31
	県道計		56.1%	66.7%	38	R4.3.31
	市町村道		11.9%	18.9%	36	R4.3.31
	歩道設置道路実延長		4609.7km	183,976km	－	R4.3.31
無電柱化整備延長		113.3km	－	－	R6.3.31	
河川港湾	河川改修率		48.7%	－	－	R6.3.31
	海岸保全整備率 (水管理・国土保全局、港湾局、水産庁)		92.0%	－	－	R5.3.31
	土石流危険溪流整備率		22.1%	－	－	R6.3.31
	地すべり危険箇所整備率		44.4%	－	－	R6.3.31
	急傾斜地崩壊危険箇所整備率		37.9%	－	－	R6.3.31
都市	都市計画街路整備率		68.2%	67.7%	19	R5.3.31
	都市計画区域人口1人当たりの都市公園面積		15.0㎡	12.7㎡	17	R5.3.31
	下水道処理人口普及率		56.0%	81.4%	40	R6.3.31
	污水处理人口普及率		87.1%	93.3%	33	R6.3.31
建築	新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率		87.1%	87.0%	－	H30.10.1
	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率		43.2%	42.0%	－	H30.10.1
	一定の省エネルギー対策を講じた住宅の比率		38.0%	－	－	H30.10.1
	新築住宅における住宅性能表示の実施率		37.4%	－	－	R6.3.31
	住宅の利活用期間		約31.5年	－	－	H30.10.1

V-3 令和6年度 受賞・表彰事業一覧

(単位:百万円)

受賞・表彰名	工事名等	箇所	所在地	事業費	事業内容
東北地方整備局 管内業務発表会 奨励賞	福島県農業総合センター畜産研究所 乳牛施設整備 工事報告	福島県農業総合センター畜産研究所	福島県福島市荒井字地蔵原甲18番地	—	マネジメント
福島県優良 土木・建築 工事表彰	道路橋りょう整備(交付)工事(道路改良)	国道401号	大沼郡会津美里町松坂地内	358	道路改良工
	道路橋りょう整備(帰還)工事(改良舗装)	井手長塚線	双葉郡双葉町大字下羽鳥地内	315	道路改良舗装工
	道路橋りょう整備(交付)工事(舗装)	吉間田滝根線	田村郡小野町大字小野新町地内	355	舗装工
	道路橋りょう整備(交付)工事(舗装)	国道118号	南会津郡下郷町大字高隴地内	109	舗装工
	河川(補助)工事(橋梁上部)	逢瀬川筋	郡山市桜木一丁目地内幕ノ内橋	95	橋梁上部工
	やさしい道づくり推進工事(歩道)	二本松安達線	二本松市郭内一丁目地内	40	補導工
	河川(補助)工事(護岸)	谷田川筋	郡山市田村町金屋地内	223	護岸工
	河川災害復旧助成工事(掘削工)	夏井川筋	いわき市平下平窪字寺内地内外0	2,258	掘削工
	河川災害復旧助成工事(掘削工)	夏井川筋	いわき市平中平窪字向川原地内外	1,654	掘削工
	砂防施設工事(擁壁)	樋ノ口2号	白河市大信下小屋地内	29	場所打擁壁工
	砂防(交付)工事(砂防えん堤)	宮ノ沢	南会津郡南会津町丹藤地内	321	本堤工
	道路橋りょう維持(防災)工事(落石対策)	国道121号	南会津郡南会津町田島地内	107	落石防護柵工
	ダム(補助)工事(千五沢ダム改築)	北須川筋	石川郡石川町大字母畑地内 千五沢ダム	7,597	流入部洪水吐き改築工
	道路橋りょう維持(防災)工事(応急盛土)	久之浜港線	いわき市久之浜町久之浜地内	62	応急盛土工
	福島県立こころの医療センター(仮称)新築(建築)工事	福島県立ふくしま医療センター こころの杜	西白河郡矢吹町滝八幡地内	4,564	建築工
	尾瀬沼園地旧保護官事務所改修工事	尾瀬国立公園	南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳 地内(尾瀬国立公園)	206	改修工
	道路橋りょう整備(再復)工事(建築)	いわき上三坂小野線	いわき市添野町猿田地内	347	建築工
	会津農林・耶麻農業高校再編整備工事(新学科実習棟・建築)	会津農林高等学校	河沼郡会津坂下町字曲田地内	124	建築工
	畜研乳牛施設整備0402工事(電気)	畜産研究所	福島市荒井字地蔵原地内	117	電気設備工
	太陽の国かしわ荘新築(電気)工事	太陽の国	西白河郡西郷村大字真船地内	247	電気設備工
	太陽の国かしわ荘新築(機械)工事	太陽の国	西白河郡西郷村大字真船地内	346	機会設備工
	県営住宅改善工事(内部改善)	松風の里団地	白河市鬼越地内(松風の里団地)	116	内部改善工

受賞・表彰名	工事名等	箇所	所在地	事業費	事業内容
福島県優良 土木・建築 工事表彰	太陽の国給食センター電気設備等 改修工事	太陽の国	西白河郡西郷村大字小 田倉地内	274	電気設備改修工
	公共災害復旧工事(道路)	福島吾妻裏磐梯 線	耶麻郡猪苗代町大字若 宮地内	62	道路災害復旧工
	公共災害復旧工事(護岸)	風来沢川筋	大沼郡金山町大字本名 地内	70	護岸工
	公共災害復旧(再復)工事(海岸)	夫沢地区海岸外	双葉郡大熊町大字夫沢 地内	438	堤防工
	相馬高等学校校舎等災害復旧工事 及び体育館雨漏り修繕工事	相馬高等学校	相馬市中村字大手先 地内	159	公舎棟等災害復旧工
福島県優良 土木・建築 委託業務表彰	地質調査業務委託(道整・地活)	山本不動線	東白川郡棚倉町大字中 山本地内	8	地質調査
	道路環境調査業務委託(道整・交 付)	国道289号	南会津郡只見町大字叶 津地内	36	環境調査
	橋梁点検業務委託(道維・維補)	いわき浪江線外	双葉郡檜葉町大字大谷 地内外	10	橋梁点検
	測量設計業務委託(街路・街路)	栄町大笹生線	福島市南沢又地内	10	路線測量
	測量業務委託(河海維持)	南湖	白河市南湖地内	27	路線測量
	測量業務委託(河改・改良)	阿賀川	南会津郡南会津町丹藤 地内	5	用地測量
	設計業務委託(街路・補助(街路))	腰浜町庭坂線	福島市野田町地内	15	道路詳細設計
	測量設計業務委託(河川・交付)	東根川筋	伊達市保原町大立目地 内	12	道路詳細設計
	設計業務委託(道改・改良)	国道118号	岩瀬郡天栄村大字牧之 内地内	9	道路予備設計
	土砂洪水氾濫災害リスク調査業務 委託(砂防・交付)	石川土木事務所 管内	石川郡石川町大字双里 地内外	41	土砂・洪水氾濫調査
	測量設計業務委託(河改・改良)	阿武隈川外	西白河郡矢吹町陣ヶ岡 地内	24	護岸詳細設計
	設計業務委託(道改・調査)	北山会津若松線	会津若松市河東町広田 地内	5	道路予備設計
	設計業務委託(道改・改良)	会津若松裏磐梯 線	耶麻郡北塩原村大字檜 原地内	35	道路詳細設計
	設計業務委託(道維・補助)	黒磯田島線外	南会津郡南会津町栗生 沢地内外	62	橋梁補修設計
	設計業務委託(単災調査)	国道252号	南会津郡只見町大字田 子倉地内	68	橋梁設計
	測量設計業務委託(道整・帰還)	原町川俣線	南相馬市原町区下高平 地内	26	道路詳細設計
	単災調査業務委託(河海維持)	新川筋外	いわき市内郷内町地内 外	25	道路・河川災害査定設 計及び実施設計
	安達地区特別支援学校整備基本・ 実施設計委託	安達地区特別支 援学校	二本松市安達ヶ原1丁目 地内外	133	基本設計及び実施設 計
	福島県文化センター空調設備等改 修工事設計委託	福島県文化セン ター外	福島市春日町地内	15	改修設計

V-4 建設行政をめぐる新たな動き

1. 計画に関する事項

(1) 福島県総合計画の策定	244
(2) 第2期福島県復興計画の策定	244
(3) 「福島県国土強靱化地域計画」について	244
(4) ふくしま創生総合戦略の策定	245
(5) 福島県土木・建築総合計画～安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり～ について	245
(6) 「第2次ふくしま建設業振興プラン」について	248
(7) 「ふくしま道づくりプラン」について	248
(8) 住宅・建築物の耐震化の促進について	249

2. 財源に関する事項

(1) 社会資本整備総合交付金について	249
(2) 防災・安全交付金について	250
(3) 県土の国土強靱化に向けた取り組みについて	250
(4) 公共施設適正管理推進事業債について	251
(5) 緊急自然災害防止対策事業債について	252
(6) 緊急浚渫推進事業債について	252
(7) 脱炭素化推進事業債について	253
(8) 「第1期復興・創生期間」までの復興事業について	253
(9) 「第2期復興・創生期間」以降の復興事業について	254
(10) 福島再生加速化交付金について	255
(11) 東日本大震災復興交付金について	256

3. 各部門の重要施策

(1) 福島県過疎・中山間地域振興戦略の推進	256
(2) 市町村合併支援道路整備事業の推進	257
(3) 重要物流道路制度と福島県新広域道路交通計画	257
(4) 国際バルク戦略港湾	258
(5) 特定貨物輸入拠点港湾	258
(6) カーボンニュートラルポートの形成	258
(7) デジタル変革（DX）	258

4. 関係する法律

●福島復興再生特別措置法	259
●福島復興再生基本方針	259
●福島復興再生計画	259
●特定復興再生拠点区域復興再生計画	260
●特定帰還居住区域復興再生計画	261
●東日本大震災復興基本法	262

●東日本大震災復興特別区域法	262
●国土形成計画法	262
●社会資本整備重点計画法	263
●公共工事の品質確保の促進に関する法律改正への対応について	264
●道路財特法による補助率等のかさ上げの継続について	264

V-4 建設行政をめぐる新たな動き

1. 計画に関する事項

(1) 福島県総合計画の策定

福島県では、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生に向けて、総合計画「ふくしま新生プラン」を平成24年12月に策定し、「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を基本目標に掲げ、一歩ずつ復興の歩みを進めてきました。

一方で、復興の進捗に伴う新たな課題の顕在化、人口減少、令和元年東日本台風等の頻発化・激甚化する自然災害、新型コロナウイルス感染症などは、復興・再生と地方創生に大きな影響を及ぼしています。

このような状況下においても、切れ目なく着実に復興・創生の歩みを進め、みんなで創り上げるふくしまの将来の姿として「ひと」「暮らし」「しごと」が調和しながらシンカ（深化、進化、新化）する豊かな社会を実現するため、“世代を超えてつなぐ、ありたいふくしま”をイメージに「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれるふくしまを共に創り、つなぐ」を基本目標とした「福島県総合計画」を令和3年9月に策定しました。

(2) 第2期福島県復興計画の策定

復興計画は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震やその余震、それに伴う大津波、東京電力福島第一原子力発電所事故と風評、さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故が収束しない中で発生した新潟・福島豪雨などの一連の災害からの復興に向けて、必要となる取組を総合的に示す計画です。

これまで、復興にあたっての基本的な方向を示した「復興ビジョン」（平成23年8月策定）及び「復興計画」（1次～3次）に基づき復興・再生に取り組んできましたが、着実に成果が現れてきた一方で、復興の進展に伴い新たな課題が顕在化するなど、いまだ深刻で複雑な課題が山積しています。

今後も、国・市町村と連携して復興・再生を切れ目なく着実に進めていくことを目指し、第2期福島県復興計画を令和3年3月に策定しました。

(3) 「福島県国土強靱化地域計画」について

法定計画である国土強靱化地域計画とは、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるプランであり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるものです。

本県の国土強靱化地域計画は、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な県土・地域社会を構築し、安全で安心な県づくりを推進するため、平成30年1月に策定しました。

これまでの主な改定内容としては、令和3年4月に、令和元年東日本台風等の検証等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のさらなる加速化・深化を図るための改定を、令和5年3月に、脆弱性評価（課題）や社会情勢等の変化（新型コロナ、DX等）を踏まえた改定を行っています。

なお、令和5年6月に国土強靱化基本法が改正、7月に国土強靱化基本計画が改定され、国の国土強靱化施策として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に続く「国土強靱化実施中期計画」の策定が法定化されたことなどを踏まえ、令和7年度に地域計画の改定を行う予定です。

(4) ふくしま創生総合戦略の策定

平成27年に「福島県人口ビジョン」及び「ふくしま創生総合戦略」を策定し、これまで10年間の地方創生の取組を踏まえ、福島で生まれ、学び、働き、暮らすことを誇りに感じられる県づくりを進めるため、『連携・共創による「福島ならではの」の県づくり』を基本理念に、新たな「ふくしま創生総合戦略」を令和7年3月に策定しました。

基本目標として、(1)一人ひとりの夢や希望がかなう社会をつくる(ひと)、(2)あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)、(3)若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと)、(4)国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ)を設定し、4つの基本目標ごとに実施する以下の基本施策を積極的に推進します。

基本目標 1	一人ひとりの夢や希望がかなう社会をつくる(ひと) 【基本施策】 1 出会い・結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実 2 健康長寿社会の実現 3 教育の充実 4 誰もが活躍できる社会の実現
基本目標 2	あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) 【基本施策】 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 2 環境と調和・共生する暮らしの実現 3 過疎・中山間地域の振興
基本目標 3	若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと) 【基本施策】 1 働き方改革の推進 2 若者の定着・還流の促進 3 中小企業等の振興 4 新産業の創出、企業誘致、起業・創業の推進 5 農林水産業の成長産業化
基本目標 4	国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ) 【基本施策】 1 移住・定住の促進 2 交流人口の拡大

(5) 福島県土木・建築総合計画～安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり～について

・概要

東日本大震災及び原子力災害、気候変動による自然災害の激甚化、新型コロナウイルスの世界的なまん延など、本県を取り巻く環境が大きく変化しています。

これらの社会経済情勢を踏まえ、令和3年10月に策定された福島県総合計画を具現化するための部門別計画として、「福島県土木・建築総合計画」を令和3年12月に策定しました。

・計画の期間

30年後を見据え、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とします。

・基本目標

<基本目標>
安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり

・ありたい姿を実現するための施策

新たな課題や時代潮流に対応し、30年後のありたい姿を実現するため、「安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり」を基本目標に、7つの目標と14の施策を設定するとともに、地域別計画で具体的な取組を位置付け、本県建設行政をしっかりと推進していきます。

7つの目標と14の施策

- | | |
|--|---|
| <p>1 震災復興
①東日本大震災からの復興</p> <p>2 水災害に強い県土
②治水対策の推進</p> <p>3 安全・安心
③自然災害対策の推進
④地震対策・耐震化の推進
⑤老朽化対策・適切な維持管理
⑥交通安全対策・過疎・中山間地域の交通対策</p> <p>4 地方創生・にぎわい創出・健康
⑦移住・定住、二地域居住、空き家対策の推進
⑧快適な都市空間の形成
⑨良質な住環境の整備</p> | <p>5 環境・再生可能エネルギー
⑩脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会形成の推進</p> <p>6 産業振興
⑪広域道路ネットワークの整備
⑫地域道路ネットワークの整備
⑬港の整備</p> <p>7 持続可能な建設産業
⑭DX推進等による建設産業の環境改善</p> |
|--|---|

・指標一覧

目標1 震災復興

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
1	1-1	ふくしま復興再生道路（8路線29工区）の整備完了率	48%	100%	100%	○
2	1-1	被災12市町村の復興に係る道路（特定復興再生拠点、福島イノベーション・コースト構想の関連施設へのアクセス等）の整備完了率	0%	100%	100%	

目標2 水災害に強い県土

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
3	2-1	過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	-	9,000戸	11,000戸	○
4	2-1	土砂災害から保全される人家戸数	15,061戸	16,305戸	17,501戸	○
5	2-1	土砂災害から保全される要配慮者利用施設の率	56%	72%	86%	○
6	2-1	土砂災害警戒区域指定率	79%	96%	100%	
7	2-1	土砂災害に対する警戒避難を促す現場標識の設置率	8%	65%	100%	○
8	2-1	流域治水の取組において、洪水時の住民避難を促す洪水浸水想定区域図の作成が必要な440河川の作成率	7%	50%	100%	○
9	2-1	下水道雨水計画を有する22市町村（R2時点）のうち浸水時の住民避難を促す内水ハザードマップを作成した割合	18%	63%	100%	○

No.	施策	指標名	現状 (R 2)	中間 (R 7)	目標 (R 12)	総合計画
10	3-1	災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	75%	100%	100%	
11	3-1	市街地等における無電柱化整備率	46%	51%	57%	○
12	3-1	雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消率	34%	36%	37%	
13	3-2	災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、大規模地震後に速やかな機能回復ができる性能を確保した橋梁の整備率	43%	68%	100%	○
14	3-2	住宅の耐震化率	87% (H30)	95%	概ね解消	
15	3-3	早期に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕措置率 1 巡目法定点検（H26～H30）で判定区分Ⅲ	17%	100%	-	○
16	3-3	早期に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕措置率 2 巡目法定点検（R1～R5）で判定区分Ⅲ	-	40%	100%	○
17	3-4	通学路における安全対策の完了率	49%	62%	75%	○
18	3-4	ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備率	67%	68%	69%	
19	3-4	すれ違い困難箇所の解消率（日常的に通行に使用する21箇所）	0%	67%	100%	○

目標 4 地方創生・にぎわい創出・健康

No.	施策	指標名	現状 (R 2)	中間 (R 7)	目標 (R 12)	総合計画
20	4-1	空き家の活用等累計戸数	366戸	700戸	1,000戸	○
21	4-2	市街地内の都市計画道路（幹線道路）の整備延長	334.8Km	338.5Km	344.6Km	○
22	4-2	一人当たりの都市公園面積	14.2m ² /人 (R1)	14.9m ² /人	15.2m ² /人	○
23	4-3	県営住宅のバリアフリー化率	38%	46%	53%	
24	4-3	省エネ改修による既存住宅の年間CO ₂ 排出削減量	277t	600t	1,000t	○

目標 5 環境・再生可能エネルギー

No.	施策	指標名	現状 (R 2)	中間 (R 7)	目標 (R 12)	総合計画
25	5-1	污水处理人口普及率	83.7% (R1)	93.3%	97.4%	○
26	5-1	再エネ・省エネ技術の導入による県管理施設（県有建築物・道路・都市公園）の年間CO ₂ 排出削減量	836t	2,154t	2,654t	○

目標 6 産業振興

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
27	6-1	30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	51	53	53	○
28	6-1	七つの地域の主要都市間の平均所要時間	86分	84分	82分	○
29	6-1	広域道路において、国際海上コンテナ車（40ft背高）が許可なく通行できる延長の割合	70%	75%	77%	
30	6-2	渋滞対策実施箇所率	15%	22%	30%	
31	6-2	観光地へのアクセス道路の整備率	15%	77%	100%	
32	6-2	外国人旅行者にわかりやすい標識整備率	79%	100%	100%	
33	6-2	自転車道の整備率	88%	90%	91%	
34	6-3	小名浜港・相馬港の年間総貨物取扱量	23,335千トン	25,900千トン	28,600千トン	○
35	6-3	小名浜港・相馬港の年間コンテナ貨物取扱量	18,466TEU	25,000TEU	26,500TEU	○

目標 7 持続可能な建設産業

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
36	7-1	I C T活用工事実施率	20%	40%	50%	
37	7-1	建設業の総実労働時間/月の削減	169h/月	160h/月	152h/月	

(6) 「第2次ふくしま建設業振興プラン」について

福島県の基幹産業である建設業は、社会資本の整備や、維持管理、除雪、災害対応などを担い、さらには、雇用の受け皿となるなど、県民の安全・安心な暮らしを支えるうえで必要不可欠な地域の守り手としての役割を果たしています。

本計画は、県内建設業の現状を考慮したうえで、建設業を取り巻く情勢の変化に対応しながら、建設業の振興に向けた課題解決型の取組を展開していくために、今後取り組むべき課題と計画期間における取組の指針となる基本目標を改めて整理し、将来にわたり建設業が持続可能で活力ある産業となるよう、県が取り組む建設業振興施策の基本計画として令和4年3月に策定しました。

(7) 「ふくしま道づくりプラン」について

平成25年3月に「ふくしま道づくりプラン（復興計画対応版）」を策定し、東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害からの復旧・復興を成し遂げるための道づくりを進めてまいりました。

今年度策定した上位計画である福島県土木・建築総合計画にあわせ、復興の進展や人口減少、少子高齢化、高まる自然災害リスクへの対応、カーボンニュートラルやデジタル技術の進展によるDXの推進など、道路を取り巻く時代潮流を踏まえ、令和4年3月に新たな「ふくしま道づくりプラン」を策定したところであり、基本目標である『安全・安心な、活力ある未来へつなぐ道づくり』の実現を目指し、8つの施策の柱により、新しい時代にふさわしい道づくりを進めてまいります。

(8) 住宅・建築物の耐震化の促進について

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成18年度に策定した「福島県耐震改修促進計画」により、住宅及び多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化に取り組んできました。

また、平成23年に発生した東日本大震災では、福島県を含む極めて広範囲において、住宅・建築物が甚大な被害を受けたため、国は平成25年に法律を改正し、今後、発生が予想される大地震に備え、住宅・建築物のより一層の耐震化に取り組んでいくこととしました。

この法改正を受け、県においても改定した「福島県耐震改修促進計画」に基づき、県内の住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の促進に向けた取組を充実・強化し、地震に対する安全性・防災性の向上に努めます（令和3年12月20日改定）。

【民間の住宅・建築物の耐震化への支援】

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震設計・耐震改修等に取り組む市町村への補助
- 県が指定する防災拠点建築物、避難路沿道建築物の耐震設計・耐震改修等に取り組む市町村への補助
- 木造住宅の耐震診断及び補強計画の策定に取り組む市町村への補助
- 木造住宅の耐震改修等に取り組む市町村への補助
- ブロック塀等の安全対策に取り組む市町村への補助

2. 財源に関する事項

(1) 社会資本整備総合交付金について

国では、地方公共団体が行う社会資本整備について、これまでの個別補助金を原則廃止し、基幹となる事業（基幹事業）の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援するため、地方公共団体にとって自由度の高い総合交付金を、平成22年度に創設しました。

【交付対象】 都道府県及び市町村

【交付期間】 概ね3～5年

【交付対象事業】 国土交通省が所管する住宅・社会資本整備に関する事業全般

① 基幹事業

計画の目標を達成するため基幹的な事業として実施する事業

道路事業、港湾事業、河川事業、砂防事業、水道・下水道事業、海岸事業、都市再生整備計画事業、広域活性化事業、都市公園・緑地等事業、市街地整備事業、地域住宅計画に基づく事業、地域の住環境整備事業など

② 関連社会資本整備事業

計画の目標を達成するため基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業

③ 効果促進事業

計画の目標を達成するため基幹事業と一体的となつてその効果を一層高めるために必要な事業

④ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

社会資本整備計画の目標を実現するため基幹事業に先行し又は併せて実施する地籍調査

【交付率】 現行の事業で適用される国費率を基本

使い勝手の向上、客観・透明性の向上等

- ① これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
- ② 計画に位置付けられた事業の範囲内で、自治体が国費を自由に充当可能
- ③ 客観性・透明性の確保（評価やチェックの確保）
 - ・ 地方公共団体は、計画及びその進捗状況を公表
 - ・ 計画期間の終了後は、地方公共団体自ら事後評価を行って公表

上記対象事業のうち、東日本大震災に関連する復旧・復興事業（「東日本大震災からの復興の基本方針」に該当するもの）について、地方負担額は震災復興特別交付税により手当され、実質的には地方負担がゼロとされました。

(2) 防災・安全交付金について

国では、地方公共団体が実施する地域の防災・減災、安全を実現する取組について、平成24年度補正予算より、これらに特化した交付金である防災・安全交付金により支援します。

※ 計画期間3～5年

※ 地方公共団体が単独で、又は共同して整備計画を策定

※ 地域の防災性・安全性の向上を測るアウトカム指標を掲げる。

※ 「避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在」かつ「避難行動要支援者名簿に記載等された情報を未提供」の自治体が含まれる整備計画については、令和5年度以降、段階的に重点配分の対象外とされた。

※ 「立地適正化計画を作成・公表しておらず、立地適正化計画の作成に向けた具体的な取組を開始・公表もしていない自治体」が交付対象である要素事業は、令和7年度以降、重点計画内の事業である場合も原則として重点配分の対象外となる。

【交付対象事業】

- ・ 地域における事前防災・減災対策
- ・ 地域における老朽化対策
- ・ 地域における総合的な生活空間の安全確保

【交付率】 現行の事業で適用される国費率を基本

【特徴】

- ・ 防災・減災、安全を実現するメニューに特化
- ・ 対策の一層の充実のため、交付金の支援対象メニューを拡充

(3) 県土の国土強靱化に向けた取組について

● 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」を柱とし、令和7年度までの5か年に重点的・集中的に対策が講じられます。

【重点的に取り組む対策・事業規模】

○対策数：1 2 3 対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね1 5 兆円程度を目途

①激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（7 8 対策）

・人命・財産の被害を防止・最小化するための対策（5 0 対策）

・交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策（2 8 対策）

②予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策（2 1 対策）

③国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進（2 4 対策）

・国土強靱化に関する施策のデジタル化（1 2 対策）

・災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化（1 2 対策）

●「国土強靱化実施中期計画」

国土強靱化施策の更なる加速化・深化を図るため、「国土強靱化基本計画」を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5 か年加速化対策」に続く計画として、国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標を定めた「国土強靱化実施中期計画」を、令和7年6月を目途に国において策定する方針が示されました。

(4) 公共施設等適正管理推進事業債について

平成29年度地方債同意等基準（平成29年総務省告示第139号）等に定めるとおり、地方公共団体が公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設等の適正管理に取り組んでいけるよう、従来の公共施設最適化事業債について、長寿命化事業を追加するなど内容を拡充した、公共施設等適正管理推進事業債が創設（平成29年度）されました。

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象になっています。

なお、公共施設の長寿命化や脱炭素化の取組等の支援のため、対象事業及び事業費の拡充の上、事業期間を延長しました（令和3年12月24日）。

〈対 象〉都道府県及び市町村

〈事業期間〉令和4年度～令和8年度（「脱炭素化事業」は令和4年度～令和7年度）

〈対象事業〉道路：舗装表層、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策

河川管理施設：護岸・堤防の改修事業、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム周辺設備等の改修事業

砂防関係施設：砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の改修事業

海岸保全施設：堤防、水門・陸閘等の改修事業

港湾施設：水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設の改修事業

漁港施設：国庫補助事業の要件を満たさない比較的小規模な漁港における以下の施設の改修事業（外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設（道路及び橋に限る。）、漁港施設用地（用地護岸及び人工地盤に限る。）、漁港浄化施設

公園施設：国庫補助事業の要件を満たさない以下の事業（2ha未満の都市公園（令和元年度～）園における公園施設の改築（遊戯施設の改築を除く）、公園施設の改築で総事業費が3千万円（都道府県にあっては6千万円）×事業年数未満）

〈対象事業の拡充（令和4年度から適用）〉

河川管理施設：ダム（本体、放流設備）

空港施設：基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、空港用地）、
付帯施設（排水施設、護岸、道路、橋）

脱炭素化事業：太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、
省エネルギー改修の実施、LED照明の導入
※令和5年度より除外（脱炭素化推進事業債）

〈起債充当率〉90%

〈交付税措置率〉財政力に応じて、30%～50%

(5) 緊急自然災害防止対策事業債について

地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を強力に推進するため、総務省は令和元年に充当率100%、交付税措置率70%という地方負担を極限まで軽減した「緊急自然災害防止対策事業債」を創設しました。

近年、災害が激甚化・頻発化する中、引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長しました（令和2年12月21日閣議決定）。

〈対象〉緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業

〈事業期間〉令和3年度～令和7年度

〈延長措置〉「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、
5か年の延長期間とする

〈対象事業〉道路防災（法面・盛土対策・冠水対策等）、河川、治山、砂防、地すべり、
急傾斜地崩壊、農業水利防災、港湾・漁港防災等

〈対象事業の拡充（令和3年度から適用）〉※令和7年度から適用

河川事業（ダム施設改良、ダム下流河道整備、貯水池保全）

流域治水対策（支流対策、外水氾濫対策、内水氾濫対策（下水道）、
農業水利施設・林道、都市公園）

道路防災（小規模事業、橋梁・道路の洗掘・流失対策、※路盤改良）

〈起債充当率〉100%

〈交付税措置率〉70%

(6) 緊急浚渫推進事業債について

令和元年東日本台風等による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要であり、このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設しました。

なお、特例措置の期限である令和6年度において、浚渫事業の必要性が高い状況が継続しているため、特例措置の期間を令和11年度まで5年間延長しました（令和6年12月27日）。

〈対象〉各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある
箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山等に係る浚渫

〈事業期間〉令和2年度～令和6年度（令和11年度まで延長）

- 〈対象事業〉 1 一級河川、二級河川、準用河川、普通河川等
2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

〈起債充当率〉 100%

〈交付税措置率〉 70%

(7) 脱炭素化推進事業債について

GX実現に向けた基本方針（令和4年12月22日）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より、従来の公共施設等適正管理推進事業（脱炭素化事業）を拡充し、「脱炭素化推進事業債」を創設しました。

〈対象〉 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業

〈事業期間〉 令和5年度～令和7年度

〈対象事業〉 再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備等）、及び付随する蓄電池等

公共施設等のZEB化（省エネ）のための設備の整備（空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機等）

公共施設等のLED照明の導入のための改修事業 等

〈起債充当率〉 90%

〈交付税措置率〉 財政力に応じて、30%～50%

(8) 「第1期復興・創生期間」までの復興事業について

平成28年度以降の復旧・復興事業＜抜粋＞

（平成27年6月24日 復興推進会議）

①基本的な考え方

平成28年度以降においては、復興期間10年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、現在の取組を着実に進め、必要な支援を確実に実施することを基本とする。他方、原子力事故災害被災地域においては、避難指示の影響等により長期の事業が予想されるので、10年以内の復興完了は難しい状況にある。復旧から本格復興・再生の段階に向けて、国が前面に立って引き続き取り組むものとする。

また、特に地震・津波被災地を中心に事業完了に向けた見通しが立ちつつあることを踏まえ、事業完了後の被災地の「自立」につながるものとしていく必要がある。復興の新たなステージにおいて、日本の再生と成長を牽引し、地方創生のモデルとなることを目指すこととする。

②復興期間

平成28年度からの5年間については、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から、「復興・創生期間」と位置付けることとする。

③平成28年度以降に実施する復旧・復興事業

○復興特会で実施する事業

- ・被災者支援 ・災害復旧事業等 ・原子力事故災害特有の課題に対応する事業
- ・東日本大震災復興交付金 ・その他被災地の課題に対応する事業

- 一般会計等で対応する事業
 - ・国の既存施策で同種の事業を実施しているもの
 - ・被災地以外でも等しく課題となっている事業 等
- 平成27年度限りで終了する事業
 - ・事業目的・目標を達成した事業
 - ・緊急性、必要性がなくなった事業
 - ・全国防災事業 等
- ④復旧・復興事業の自治体負担について
 - 基本的な考え方

一刻も早い被災地の復旧・復興、原子力事故災害被災地域の再生を成し遂げるため、復興の基幹的事業や原子力事故災害に由来する復興事業については、これまでと同様、震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとする。

一方、復興事業と整理されるものでも、地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業については、被災自治体においても一定の負担を行うものとする。
 - 対象事業（土木部関連）
 - ・道路整備事業（直轄・補助）（相馬福島道路整備事業は除く）
 - ・港湾整備事業（直轄・補助）
 - ・社会資本整備総合交付金（復興）
 - ・農山漁村地域整備交付金
 - ・河川整備事業
 - ・東日本大震災復興交付金（効果促進事業）

※避難指示等の対象である12市町村内で実施する事業は対象としない。
 - 自治体負担の水準等

事業費のうち、国庫補助金等を除いた地方負担の95%を震災復興特別交付税により措置し、県及び市町村の実質的な負担は地方負担の5%とする。これは各対象事業費の1～3%程度である。

(9)「第2期復興・創生期間」以降の復興事業について

令和3年度以降の復興の取組について＜復興庁資料より抜粋＞

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針改定の概要 令和3年3月9日
閣議決定

令和元年12月に閣議決定した「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針について、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、名称を「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」とした上で、所要の改正を行う。

改定後の主な内容 【今回の主な改定事項（下線部）を中心に記載】

地震・津波被災地域

○被災者支援

（心のケア、コミュニティ形成、子どもへの支援等）

被災者が直面する課題は様々であり、社会情勢も変化する中、引き続き、事業の進捗に応じた支援を継続。

○住まいとまちの復興

➢ 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業

復興交付金廃止に伴い、別の補助事業により支援。

補助率嵩上げと特別家賃低減事業を災害公営住宅の管理開始後10年間継続。

➢ 沿岸被災地の造成宅地及び移転元地等の活用

造成宅地や移転元地等の活用について、計画から活用まで、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援。

これにより、政府全体の施策の総合的な活用を図り、被災地方公共団体の取組を後押し。

○産業・生業の再生

➢ 東日本大震災事業者再生支援機構等による支援

販路開拓等の課題解決に向けたサービス提供を強化し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を支援。

※原子力災害による被害を受けた事業者についても支援

➢ 水産業の支援

被災地の中核産業である水産業について、漁場のがれき撤去等による水揚げ回復、水産加工業における販路回復・開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援。

○地方創生との連携強化

人口減少等の中長期的な課題に対応するため、地方創生等の政府全体の施策の総合的な活用が重要。

復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化。

※避難指示解除地域の復興・再生に向けても連携

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」改定の概要 (令和3年3月9日
閣議決定)

改定後の主な内容

【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】

原子力災害被災地域

○ 事故収束(廃炉・汚染水対策)

ALPS処理水について、先送りできない課題であり、政府として責任を持って、風評対策も含め、適切なタイミングで結論。

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

➢ 避難指示解除地域における移住等の促進

帰還促進と併せ、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等のため、交付金により地方公共団体や移住・起業する個人を支援。

➢ 避難指示解除等区域の復興に資するインフラ整備
社会資本整備総合交付金(復興枠)による総合的・一体的な社会資本整備の支援を継続。

➢ 帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組

特定復興再生拠点区域について、目標期間内の避難指示解除に向け、進捗管理を行いつつ、引き続き整備。
同拠点区域外について、各地方公共団体の課題・要望等を丁寧に伺いながら方針の検討を加速化。

○ 国際教育研究拠点の整備

福島県創造的復興に不可欠な研究及び人材育成、産業競争力強化や世界にも共通する課題解決に貢献する観点から、「創造的復興の中核拠点」として新設。
復興推進会議決定に基づき推進。

○ 営農再開の加速化

福島特措法による特例措置等を活用した農地の利用集積、生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を支援。

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

被災地全体の農林水産や観光等における風評払拭に向け、引き続き国内外への情報発信を推進。
食品等に関する出荷規制等について、知見やデータの蓄積を踏まえ、科学的・合理的な見地から検証。
検証結果等について、分かりやすく情報発信。
※ 福島県のみならず規制の残る地域全体を対象

事業規模と財源

平成23年度から令和7年度までの15年間における復興・復興事業の規模と財源は、32.9兆円程度。

組織

- ・復興庁の設置期間は令和13年3月31日まで延長。
- ・岩手・宮城の復興局の位置を釜石市・石巻市に変更。
- ・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(概要)

(令和6年3月19日
閣議決定)

- ・現行の基本方針は、令和3年度から令和7年度までの第2期復興・創生期間と位置づけ、この期間の取組の方針等を定めるもの。
- ・上記基本方針において、「復興施策の進捗状況、原子力災害被災地域からの復興の状況を踏まえ、3年後を目途に必要な見直しを行うものとする。」とされていることから、今後、必要な見直しを行う。

1. 基本的な考え方

【現行の基本方針における整理】

- ・地震・津波被災地域：第2期復興・創生期間に復興事業がその役割を全うすることを目指す
- ・原子力災害被災地域：(令和3年度からの)当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う

⇒今回の見直しでは、第2期復興・創生期間の開始後に大きな進展のあった復興施策の状況や、自治体の状況等を踏まえて、**令和7年度までの第2期復興・創生期間内での復興を見据えた修正**を行う。

2. 主な見直し事項

【廃炉・ALPS処理水の放出関係】

- 廃炉の必要性、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信を行う旨を記載。
- 燃料デブリ取り出しは世界にも前例のない困難な作業であり、国・東京電力・原子力規制庁が一体となり内外の技術的知見を集めた集中的な検証が必要である旨を追記。
- 放出後の万全の安全性確保、モニタリングの適切な実施、科学的根拠に基づき透明性の高い情報の国内外への発信に政府全体で取り組む旨を追記。
- 「水産業を守る」政策パッケージ(令和5年9月4日)も踏まえて風評対策、なりわい継続のための支援等に取り組む旨を追記。
- ALPS処理水の海洋放出は長期間にわたることが見込まれるものであり、東京電力に緊張感をもって対応を求めていく旨を追記。

【「特定帰還居住区域」制度の創設関係】

- 令和5年6月に福島特措法を改正し「特定帰還居住区域」制度を創設したこと、また、同制度のもと、これまで4町の特定帰還居住区域復興再生計画を認定しており、これに基づき除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていく旨を追記。
- 避難指示解除の時期等について、必要に応じ、除染等が進捗した地域から段階的に避難指示を解除することも検討する旨を追記。
- それぞれの土地の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、物理的な防護措置を実施しない立入規制の緩和を行うことを含め、住民等の今後の活動の在り方について検討を行う旨を追記。

【除去土壌等の最終処分・再生利用関係】

- 取組の安全性について、全国に向けた理解醸成活動を推進し、国民の理解・信頼の醸成につなげる旨を記載。
- 除去土壌等の県外最終処分に向け、除去土壌の再生利用先の創出等のための政府一体となった体制整備に向けた取組を進める旨を追記。

【福島国際研究教育機関関係】

- 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするともに、我が国の科学技術力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指してF-REIを設立。
- 研究開発や産業化、人材育成等の取組を推進するとともに、機構の当初の施設について復興庁設置期間内での順次供用開始を目指し、早期に建設工事に着手するなど、さらに可能な限り前倒しに努める旨を追記。
- 国内外への情報発信や広報活動などを積極的に行うとともに、自治体や関係機関等との広域連携を進める旨を追記。

【東日本大震災の記憶と教訓関係】

- 「復興の教訓・ノウハウ集」の海外を含めた普及・啓発、「復興政策10年間の振り返り」の関係者等への普及・啓発に努める旨を追記。

(10) 福島再生加速化交付金について

復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して国が支援するため、地方公共団体が自主的に対象事業を選択して作成した事業計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付します。

- ・福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備) 7分野49事業
町内復興拠点の整備、公的賃貸住宅等の整備 等
- ・福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成) (コミュニティ復活交付金)
帰還困難区域等を持つ町村における町村外での生活拠点整備

- ・福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）（子ども元気復活交付金）
全天候型運動施設の整備、遊具の更新 等

【交付対象（土木部関連）】

- 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）
避難指示を受けた１２市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）
- 福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）（コミュニティ復活交付金）
長期避難者を受け入れている市町村のうち、原発避難者向け災害公営住宅を整備することとして、「生活拠点形成事業計画」を作成した受入市町村
- 福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）（子ども元気復活交付金）
原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域

(11) 東日本大震災復興交付金について

東日本大震災復興特別措置法に基づき、被災地方公共団体が、復興事業を推進するために、復興交付金事業計画を策定し、国は復興交付金事業計画に基づき復興交付金を配分します。

【交付対象】 特定地方公共団体（県内では全ての市町村及び県）

【交付期間】 平成２３年度から令和２年度

【計画期間の延長措置】

平成２３年度から令和２年度までの１０年間に計上された予算の範囲内で、規定に基づき令和３年度に実施する事業又は事務がある場合には、令和３年度までを計画期間とする（令和２年８月２１日改正）

【交付対象事業】

① 基幹事業

道路整備事業、防災集団移転事業、都市公園事業、農業農村整備事業、学校整備事業等の５省４０事業

② 効果促進事業

基幹事業と関連して、その効果を増大させるハード・ソフト事業

事業費の上限は、基幹事業の３５％

【交付率】

通常の交付金事業（補助事業）の交付率に加え、地方負担額の１／２を国が負担し、残る地方負担額については、震災復興特別交付税により手当され、実質的には地方負担がゼロとなります。

3. 各部門の重要施策

(1) 福島県過疎・中山間地域振興戦略の推進（平成25年3月策定）

平成２５年３月、東日本大震災の影響等を踏まえ、「福島県過疎・中山間地域振興戦略」が見直されました。振興戦略は、各振興局単位で設けられた地方会議により、部局間や市町村との連携を図りながら取り組んでおり、新たな戦略についても、震災からの復興に向け各種事業を構築・実施しています。

「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年3月31日法律第15号）が令和3年3月末で期限を迎えたことから、新たに令和13年3月31日まで10年間の限時法として、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定され、令和3年4月1日から施行されました。

県内では、34（35）の市町村が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用を受けています。（市町村のうち、一部の区域が適用されている場合を含む。括弧書きは経過措置が適用される1村を含む。）

(2) 市町村合併支援道路整備事業の推進

平成18年3月31日に改訂した「福島県市町村合併支援プラン」の中に、合併推進債を活用して新市町の一体化に資する県管理道路の整備を行う「市町村合併支援道路整備事業」を位置づけ、平成18年度に市町村合併支援道路整備事業を進めるための基本となる「市町村合併支援道路整備計画」を作成しました。

平成20年度には、旧合併特例法対象箇所の全22箇所に加えて、新たに新合併特例法による支援箇所を2箇所選定し、「市町村合併支援道路整備計画」を作成しました。

（対象事業）

- ア 合併市町の中心部と合併関係市町村の中心部を連絡する道路の整備
- イ 合併関係市町村内の公共施設等について、合併市町の住民による共同利用を促進させるのに必要な道路の整備

（事業の実施箇所概要）

「市町村合併支援道路整備計画」を対象地域ごとに作成

- ア 事業実施年度 旧法 平成19年度～令和8年度、新法 平成21年度～令和10年度
- イ 実施路線 旧法10市町 22箇所(17路線)、新法2市 2箇所(2路線)
- ウ 概算事業費合計 380億円

（事業の完了箇所）

21箇所（16路線）

(3) 重要物流道路制度と福島県新広域道路交通計画

国土交通省は、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するため「重要物流道路制度」を創設しました。（H30.3道路法一部改正）

【指定による効果】

- ・重要物流道路のうち、道路構造上支障のない区間について、国際海上コンテナ車（40ft背高）の特殊車両通行許可を不要とする措置を導入（令和元年7月31日～）
- ・重要物流道路は、構造基準(高さ)4.5mから4.8mへ引上げ（高さ4.1mの車両に対応）

また、中長期的（概ね20～30年間）な視点から、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を示した「福島県新広域道路交通ビジョン」を令和3年6月に策定しました。さらに、ビジョンに基づき、「福島県広域道路整備基本計画」をベースとした県の骨格を担う6本の連携軸など、平常時・災害時を問わず物流・人流の確保を図るべき路線を位置付けた広域道路ネットワークなどを示した「福島県新広域道路交通計画」を同じく令和3年6月に策定しました。

(4) 国際バルク戦略港湾

国土交通省は、資源、エネルギー、食糧等の安定的かつ安価な供給のため、「国際バルク戦略港湾」を公募し選定を進めてきましたが、平成23年5月に東日本地域の石炭エネルギー供給を支える拠点港として、重要港湾小名浜港が対象品目を石炭として選定されました。平成24年7月には港湾計画を変更し、東港地区に耐震化された大水深岸壁を新たに計画しました。

「国際バルク戦略港湾」は、今後国家戦略として「選択」と「集中」による政策実現のための整備が図られます。

(5) 特定貨物輸入拠点港湾

第183回国会において、海上運送の効率化に資する石炭等のばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、国土交通大臣が指定した港湾（特定貨物輸入拠点港湾）における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が成立し、平成25年6月5日に公布されました。

また、改正法の一部の規定が平成25年12月1日から施行されたことに伴い、平成25年12月19日に小名浜港が全国初の特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定されました。

(6) カーボンニュートラルポートの形成

令和2年10月、政府は「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。脱炭素社会の実現に向けて、国土交通省では、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（以下、「CNP」）の形成を推進しています。

福島県においても、重要港湾である相馬港・小名浜港におけるCNPの形成に向け、港湾脱炭素化推進計画の策定等の取組を進めております。

(7) デジタル変革（DX）

政府は、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、「自治体DX推進計画」（R2.12.25総務省）を策定し、デジタル変革（DX）を強力に推進していくこととしました。施策を推進するための「デジタル社会形成基本法」やそれを中核とする「デジタル庁設置法」等のデジタル改革関連法が公布（R3.5.19）され、デジタル社会の形成に向けた取組が一層加速するものと考えられます。

県は、デジタル社会の実現に向け、デジタル技術やデータを効果的に活用し、新たな価値を創出するため、デジタル変革（DX）を推進していくこととして「福島県デジタル変革（DX）推進基本方針」を令和3年9月に、また、この方針を実現するための「福島県デジタル化推進計画」を令和4年3月に策定しました。

土木部においては、基本方針に基づき、社会情勢の著しい変化を踏まえ建設行政に求められている課題に対応するため、「土木部DX推進計画」を令和5年3月に策定し、建設DXをはじめとして、設計、施工から管理に至る一連の建設生産システムの効率化を進めています。

また、部内でのDXをさらに推し進めるため、新規取組の追加や既存取組内容の見直し更新等を適宜行っており、令和7年3月に計画を第3版として改定しました。

4. 関係する法律

●福島復興再生特別措置法（平成24年3月31日施行、令和5年6月9日一部改正）

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることから、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図り、東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的としています。

これまでの主な改正内容としては、令和2年に第2期復興・創生期間においても本格的な復興・再生に向けた取組を加速させるため、移住等の促進、営農再開の加速化、風評被害への対応等のほか、福島県知事が地域の実情を踏まえて復興再生計画（避難解除等区域復興再生計画、産業復興再生計画、重点推進計画を統合）を作成し国が認定する計画制度の見直し等について法律の一部改正が行われ、令和4年には、福島をはじめ東北の復興を一層推進し、科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、福島国際研究教育機構を設立することについて法律の一部改正が行われました。

また、令和5年には、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域において、帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押しするため、「特定帰還居住区域」の創設や、「特定帰還居住区域復興再生計画」の作成及び内閣総理大臣による認定等、法律の一部改正が行われました。

●福島復興再生基本方針

○福島復興再生基本方針は、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための政府の基本的な方針です。（第5条）

○内閣総理大臣からの県知事への意見聴取手続き（県知事は県内市町村長の意見聴取）を踏まえて、平成24年7月13日に閣議決定されました。

○令和3年3月26日に改定された基本方針では、「第2期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って取り組む」ことが明記され、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、農用地利用集積等の促進、各種課税の特例、国内外における風評の払拭、福島イノベーション・コースト構想関係の課税の特例、国職員の派遣、国際教育研究拠点の整備などの内容が新たに盛り込まれました。

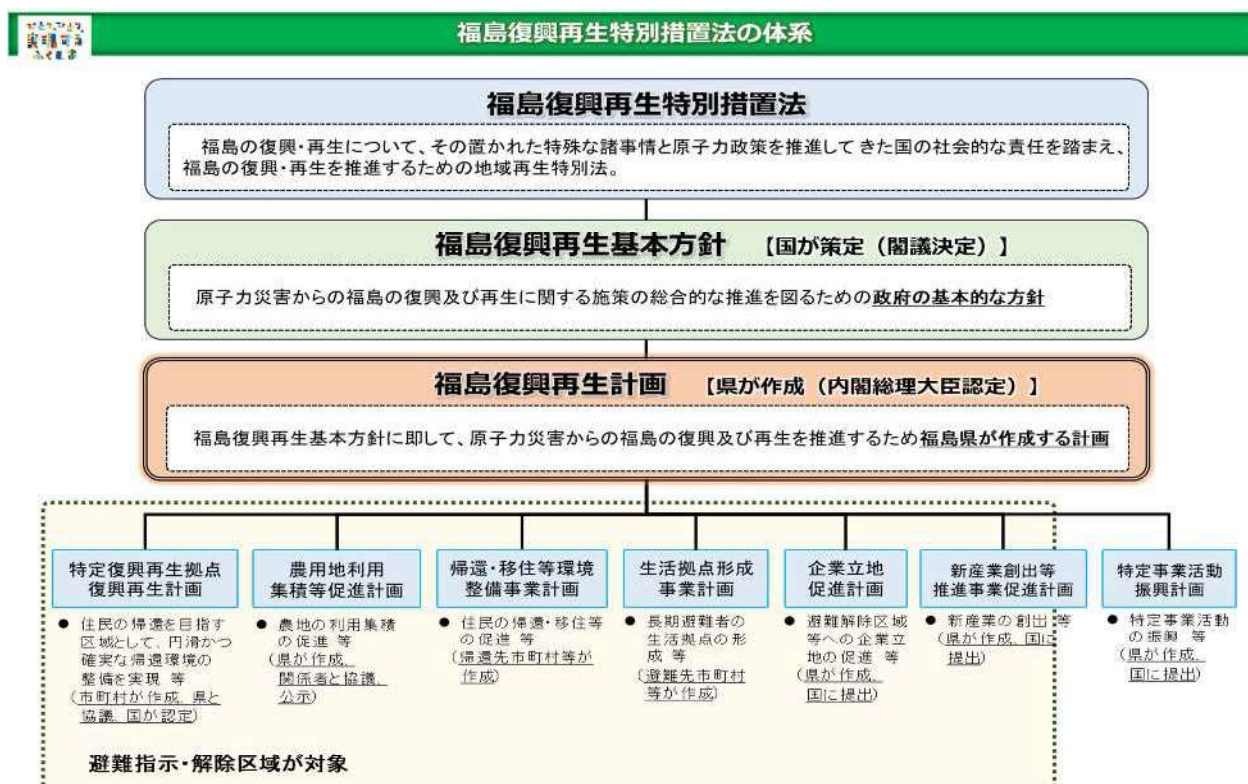
○令和4年8月26日に改定された基本方針では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「福島国際研究教育機構の設立」等に関する内容が追加されました。

○令和5年7月28日に改定された基本方針では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「特定帰還居住区域」等に関する内容が追加されました。

●福島復興再生計画

○令和2年6月に改正された「福島復興再生特別措置法」において、県が「福島復興再生計画」を作成し、国の認定を受ける制度が新たに創設されました。

- 「福島復興再生計画」は国が策定する「福島復興再生基本方針」に即して作成されており、令和3年4月9日に国の認定を受けています。
- 計画期間は令和3年度から令和7年度の5年間であり、原子力災害からの復興及び再生を推進するために必要な事項が記載されています。
- 令和4年12月26日に変更認定された計画では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「福島国際研究教育機構の設立」等に関する内容が追加されました。
- 令和5年9月8日に変更認定された計画では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「特定帰還居住区域」等に関する内容が追加されました。



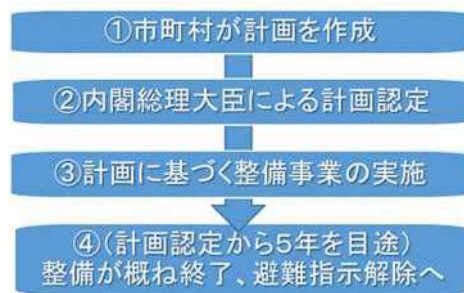
●特定復興再生拠点区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正（H29.5）により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となりました。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進します。

【特定復興再生拠点区域復興再生計画の申請・認定状況】

- ・双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成29年 9月15日）
- ・大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成29年11月10日）
- ・浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成29年12月22日）
- ・富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成30年 3月 9日）
- ・飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成30年 4月20日）
- ・葛尾村特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成30年 5月11日）

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】



●特定帰還居住区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正（R5.6）により、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外の区域において、避難指示の解除により住んでいた方々の帰還とその後の生活再建を目指す「特定帰還居住区域」を定めることが可能となりました。
- 市町村は特定帰還居住区域の設定と環境整備に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づき、復興・再生に向けた取組が進められています。

【特定帰還居住区域復興再生計画の申請・認定状況】

- ・大熊町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和5年9月29日）※令和6年2月2日変更認定
- ・双葉町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和5年9月29日）※令和6年4月23日変更認定
- ・浪江町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和6年1月16日）※令和7年3月18日変更認定
- ・富岡町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和6年2月16日）
- ・南相馬市特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和7年3月18日）

特定帰還居住区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正（2017年5月）により、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度を創設。
- 一方、拠点区域外においては、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況。
- 地元住民からの拠点区域外にある自宅への帰還の強い要望を受け、2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に必要な箇所の除染を進めるという政府方針を決定（2021年8月）。
- 上記政府方針を実施するため、福島復興再生特別措置法の改正（2023年6月）により、帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設。
- 市町村長は、特定帰還居住区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。



■計画の認定基準（区域の条件）

- ◆除染により放射線量を避難指示の解除に支障がない基準以下に低減できること
- ◆従前の住民の居住状況等からみて、一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、従前の住居で生活の再建を図ることができること
- ◆既存の公共施設等の立地等を踏まえ、計画的かつ効率的に公共施設等の整備ができること
- ◆特定復興再生拠点区域と一体的な復興再生ができること

■計画認定の効果

- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- ◆道路等のインフラ整備事業の国による事業代行 等

●東日本大震災復興基本法（平成23年6月24日公布、平成26年4月18日最終改正）

東日本大震災からの復興についての基本理念と、復興のための財源、特別区域制度の整備、政府の復興体制等を定め、東日本大震災からの復興と活力ある日本の再生を図ることを目的として制定されました。基本理念では、単なる復旧にとどまらず、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指すことを記載しています。

財源については、復興関係以外の予算の徹底見直しを行うほか、その他の公債と区分管理した復興債の発行について定めました。

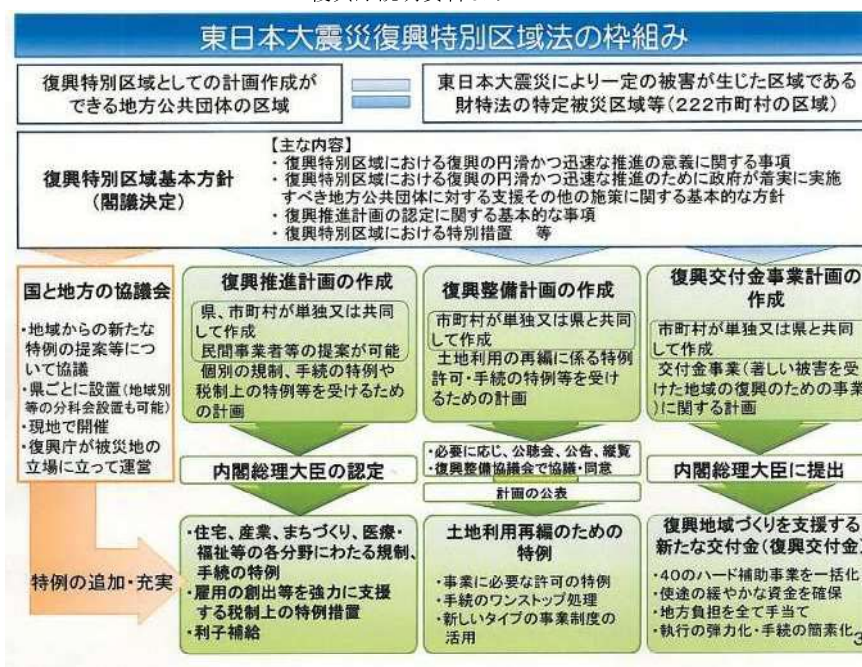
復興特別区域制度については、地方公共団体の申し出により、地域の創意工夫を活かした復興に向けた取組を推進する法制度の措置を講ずることとしています。（→東日本大震災復興特別区域法）

政府の復興体制については、内閣府に置く復興対策本部、地方機関としての現地対策本部等を定めました。また、別法により復興庁を設置し、復興庁の設置の際には復興本部を廃止することが定められました。

●東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月26日施行、令和3年9月1日最終改正）

東日本大震災復興基本法の趣旨にのっとり、復興特別区域の基本方針、特別区域の認定やその実施に係る措置、復興交付金の交付等について定め、東日本大震災からの復興と活力ある日本の再生に資することを目的として制定されました。

復興庁説明資料より



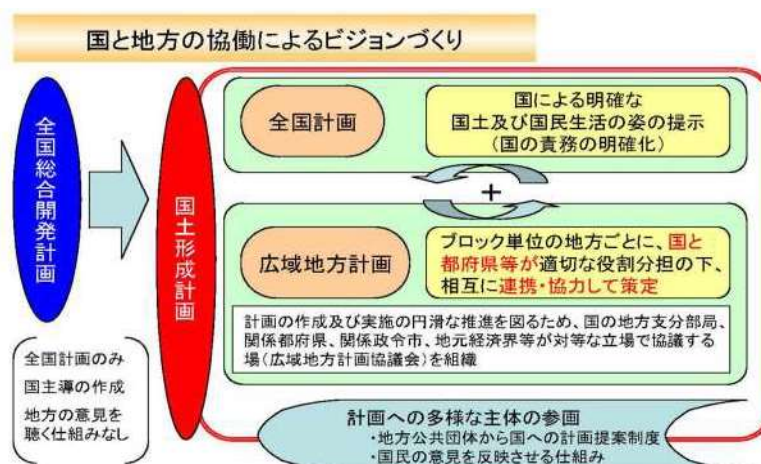
●国土形成計画法（昭和25年6月1日施行、平成24年3月31日最終改正）

社会経済情勢の変化に適切に対応するため「国土総合開発法」を抜本的に改正し、法律の題名も「国土形成計画法」に改めました。

国土総合開発計画について、名称を国土形成計画に改めるとともに、計画事項の拡充、都道府県等による提案制度及び広域地方計画の創設等を行うほか、国土利用計画、各大都市圏の整備に関する計画及び各地方の開発促進計画との調整のため所要の改正が行われました。

平成27年8月14日に全国計画が策定され、28年3月に東北圏広域地方計画が策定されました。

なお、令和5年7月28日に全国計画の変更の閣議決定がなされ、東北圏においても、諸課題に対応すべく計画を見直すこととしております。



●社会資本整備重点計画法（平成15年4月1日施行、令和5年5月26日最終改正）

道路や河川、下水道、港湾などの社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずることにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的に制定しました。また、この法律に基づき、政策目標の実現に関係する事業間の連携を一層深めるため、広く国民生活・産業活動の基盤を形成する社会資本の整備に係る各事業分野別の計画を統合し、社会資本整備重点計画を定めました。

社会資本整備重点計画は、当初計画が平成15年度からの5年間、第2次計画は平成20年度からの5年間、第3次計画は平成23年3月に発生した東日本大震災による大災害を踏まえて平成24年8月31日に策定、第4次計画は平成27年度からの6年間、現行（第5次）計画は令和3年度から令和7年度の期間として、令和3年5月28日に閣議決定されました。

また、社会資本整備重点計画では、地方ブロックにおける社会資本整備重点計画を策定するとしており、東北ブロック及び北陸ブロックにおける社会資本整備重点計画は令和3年8月に策定されました。

なお、第5次計画は、激甚化・頻発化する自然災害や加速化するインフラの老朽化、新型コロナウイルス感染症による変化等の社会情勢の変化を踏まえ、3つの中長期的目的と5年後を目途とした6つの短期的目標が設定され、「気候変動の影響を踏まえた「流域治水」等の推進」など19の政策パッケージが盛り込まれています。

＜3つの中長期的目的＞

- ①安全・安心の確保
- ②持続可能な地域社会の形成
- ③経済成長の実現

＜6つの短期的目標＞

- ①防災・減災が主流となる社会の実現
- ②持続可能なインフラメンテナンス
- ③持続可能で暮らしやすい地域社会の実現

- ④経済の好循環を支える基盤整備
- ⑤インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション
- ⑥インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上

●公共工事の品質確保の促進に関する法律改正への対応について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号。以下「法」という。）改正が、令和６年６月１９日に公布・施行され、「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）が令和７年２月３日に関係省庁連絡会議における申合せにより改正され運用が開始されました。

運用指針の趣旨を踏まえ、公共工事の品質確保の促進や適切な発注関係事務の実施に向け、福島県ブロック発注者協議会等を通じて、県内市町村の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、発注者間の一層の連携に努め、発注者共通の課題への対応や各種施策を推進していきます。

○福島県ブロック発注者協議会

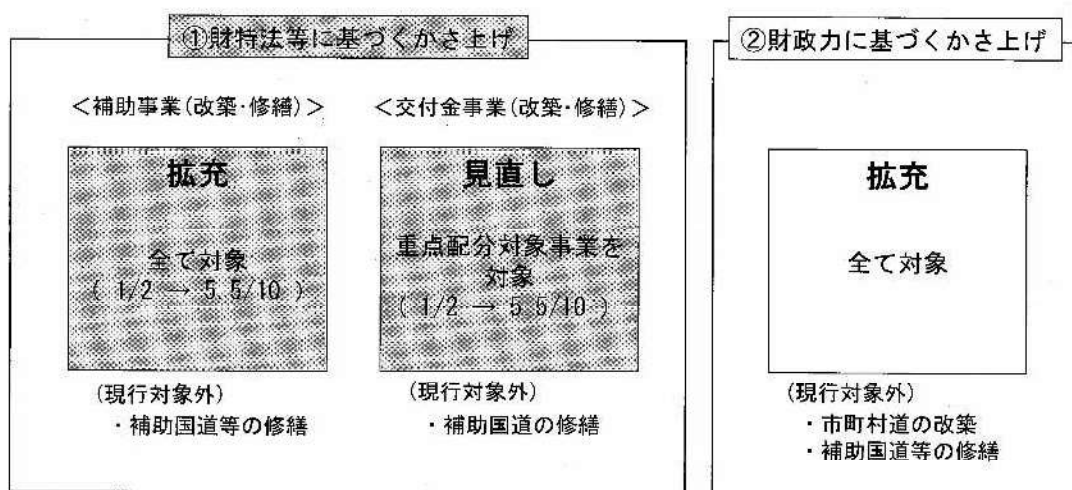
- ・福島県ブロック発注者協議会とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律の主旨及び東北地方発注者協議会の設置要領に基づき設置された組織で、国、県、市町村の公共工事の品質確保を担当する課長等で構成しています。

●道路財特法による補助率等のかさ上げの継続について

国民の安全・安心の確保や生産性の向上等による成長力の強化などのため、道路整備に関して「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する補助率等のかさ上げについては、引き続き、平成３０年度以降１０年間継続されます。

あわせて、老朽化対策などの政策課題や地域の財政状況を考慮し、以下の措置が講じられます。

- ・地方公共団体による老朽化対策への支援の強化
- ・交付金事業のかさ上げ措置の対象を重点配分対象事業に重点化
- ・財政力の低い地方公共団体への支援の強化



※ 直轄事業（改築）のかさ上げは継続（高規格幹線道路 2/3 → 7/10）

小名浜港大剣ふ頭
(いわき市)

宇多川
(相馬市)

「まちの駅やながわ春まつり」
の様子(R5.4.23)

吉間田滝根線・広瀬工区
(小野町・田村市・いわき市)

災害公営住宅
(双葉町)

都市計画道路
中央線外1線
(伊達市)

千五沢ダム(石川町)

国道118号小沼崎バイパス
(下郷町)

令和7年3月

福島県

Fukushima Prefecture

ふくしま木造化木質化建築ガイドライン

ストック効果の最大化に向けた取組

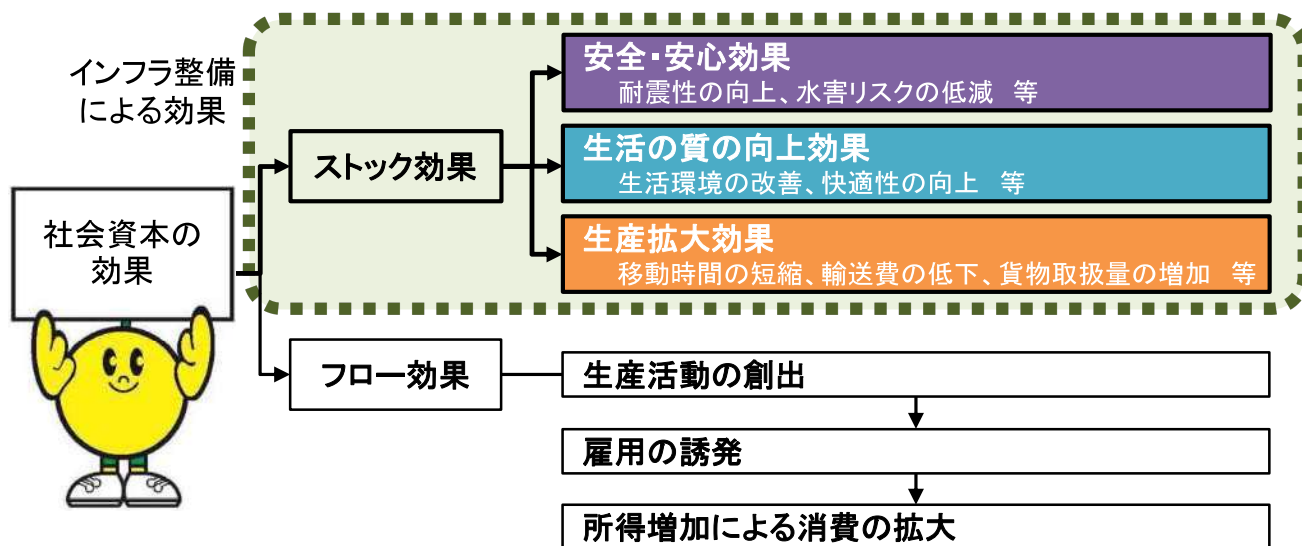
社会資本のストック効果の概要

整備された道路や河川などの**社会資本が機能して、効率性や生産性等が向上する効果**のこと。

長期にわたりその効果が発揮されるとともに、他の社会資本や民間開発等との相乗作用により、効果が広がる。

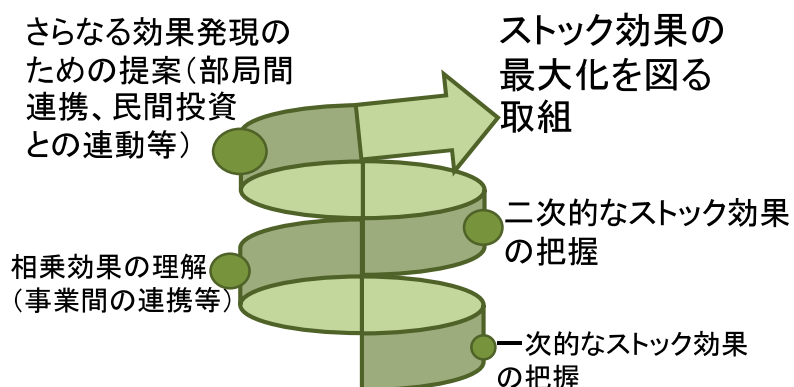
(例)

- ◆ 高速道路網の完成により、新たな観光ルートが形成され、経済の活性化に寄与する。
- ◆ 治水事業により水害リスクが低減されることで、土地利用の高度化が図られる。
- ◆ 従前から整備していた施設が効果を発揮し、豪雨災害の防止に繋がる。



<ストック効果の最大化に向けて…>

- 更なるストック効果を生み出していくため、計画や設計など早い段階からの対応（事業間の連携や民間投資との連動など）が必要となる。
- 県でも事例集の充実を図りながら、ストック効果の最大化に取り組んでいる。



[ストック効果の数値化への取組]

国は、これまでの事業評価手法であるB/C(費用対効果)に加え、ストック効果の見える化(数値化)の検討を進めている。

「間接的な効果の範囲をどこまで広げるか」「誰の視点で評価するのか」などの課題はあるが、整理できれば、**今後の事業評価において有効な手段となる。**

新たに発現したストック効果や、今後、ストック効果の発現が期待される事業箇所などの代表事例を紹介します。

- (1) 交流や物流の活性化を支援する道路の開通
- (2) 既存施設の老朽化対策
- (3) 台風や大雨に備え、防災効果を高める取組
- (4) カーボンニュートラルの実現に向けた取組

(1) 交流や物流の活性化を支援する道路の開通

○避難地域の復興・再生を支える「ふくしま復興再生道路」(P.13～15)

・道路幅員の狭小箇所や視距の不良区間の解消を図る。



アクセス性が向上！
広域的な交流や物流が活性化！



第11版における主な話題

(2) 既存施設の老朽化対策

○必要な対策を適切な時期に、
着実かつ効率的・効果的に実施(P.43)

- ・橋やトンネル、スノーシェッド
など、既存の施設を維持補修。

既存施設の長寿命化！



(3) 台風や大雨に備え、防災効果を高める取組

○令和5年9月に発生した台風13号豪雨における河川改修事業の効果(P.48)

- ・令和元年東日本台風を踏まえて、
河道掘削や伐木等を推進し、流下
断面を確保。

水位低減効果を発揮し、
外水氾濫の発生なし！



○危機管理型のハード整備(P.51)

- ・堤防天端を舗装し、粘り強い
構造の堤防に整備。

堤防への雨水の浸透を抑制！
越水時の侵食から堤防を保護！



(4)カーボンニュートラルの実現に向けた取組

○温室効果ガスの排出量を削減しながら、施設利用者の
快適性・生産性を向上(P.97～98)

・2050年カーボンニュートラルを実現するために、ガイドラインを策定しています。

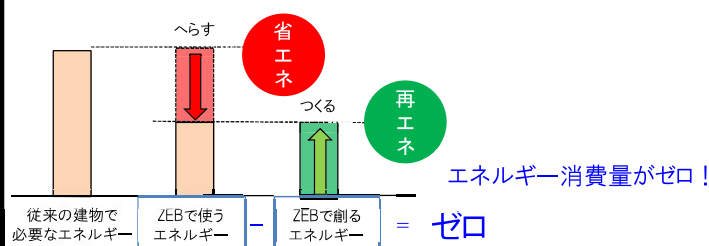
福島県ZEBガイドライン

建築分野におけるエネルギー消費量や温室効果ガス排出量を削減し、建築物のZEB化を促進



ふくしま木造化・木質化 建築ガイドライン

建築分野における木材利用を促進し、森林資源の循環利用に繋がります



木造とRC造の資材調達等におけるCO₂排出量比較 単位: t-CO₂

	500m ²		1,000m ²		1,500m ²		2,000m ²		2,500m ²		3,000m ²	
	木造	RC造	木造	RC造	木造	RC造	木造	RC造	木造	RC造	木造	RC造
3階建て	69	341	137	683	206	1,024	275	1,365	344	1,706	412	2,048
2階建て	96	538	191	892	287	1,337	330	1,586	413	1,983	496	2,379
1階建て	144	538	288	1,076	432	1,613	576	2,151	720	2,689	864	3,227



須賀川土木事務所(R2.3月竣工)



県立安積中学校(R7.1月竣工)

目次

復興まちづくり

＜新地駅周辺地区（新地町）＞	多重防御による防災力の高いまちづくりを実現	1
＜原釜・尾浜地区（相馬市）＞	多重防御による防災力の高いまちづくりを実現	3
＜浅見川地区（広野町）＞	多重防御による防災力の高いまちづくりを実現	5
＜久之浜地区（いわき市）＞	多重防御による防災力の高いまちづくりを実現	7
＜四倉地区（いわき市）＞	多重防御による防災力の高いまちづくりを実現	9
＜薄磯・豊間地区（いわき市）＞	多重防御による防災力の高いまちづくりを実現	11

生産拡大

＜吉間田滝根線 広瀬工区（小野町・田村市・いわき市）＞	避難地域の復興・再生を支える 「ふくしま復興再生道路」	13
＜国道349号 大綱木工区（川俣町）＞	避難地域の復興・再生を支える 「ふくしま復興再生道路」	14
＜国道114号 山木屋工区（川俣町）＞	避難地域の復興・再生を支える 「ふくしま復興再生道路」	15
＜国道289号 田島バイパス（南会津町）＞	交通混雑の緩和による中心市街地の活性化を支援	16
＜国道294号 白河バイパス（白河市）＞	観光振興や広域的な物流の活性化を支援	17
＜国道349号 梁川バイパス（伊達市）＞	広域的な交流や物流の活性化を支援	18
＜林業アカデミーふくしま研修施設（郡山市）＞	林業従事者の育成や技術力の向上を支援	19
＜国道288号（野上小塚工区（大熊町）＞	住民帰還の促進や広域的な交流・物流を支える ふくしま復興再生道路	20
＜ふくしまインフラツーリズム推進事業（福島市）＞	観光交流の拡大を通じてインフラへの理解促進を図る	21
＜小野富岡線小白井工区（いわき市）＞	ふくしま復興再生道路の整備により県中・相双地方の 物流やネットワークを強化	22
＜道の駅なみえ、国道114号浪江拡幅2工区（浪江町）＞	復興のシンボル施設やアクセス道路が地域住民の生活を支える	23
＜あぶくま高原道路＞	物流・生産活動を支える自動車専用道路 沿線に企業が進出、雇用を創出	24
＜会津縦貫北道路＞	会津地域を支える広域道路ネットワーク 高規格道路のミッシングリンクを解消	25
＜県内10漁港＞	浜通りの水産業の復興を支援	26
＜相馬港（相馬市、新地町）＞	福島・宮城・山形を包含した広域経済圏を支える海の玄関口の整備	28
＜小名浜港（いわき市）＞	国際バルク戦略港湾小名浜港を拠点とした 石炭海上輸送の効率化を推進	29
＜小名浜港大剣ふ頭コンテナターミナル（いわき市）＞	効率的なコンテナ貨物の荷役を実現	30
＜小名浜道路（いわき市）＞	小名浜港と常磐自動車道を直結し、 いわき地域の産業・観光振興に貢献	31
＜国道399号十文字・戸渡工区（いわき市）＞	地域医療や産業振興、広域的な物流を支えるふくしま復興再生道路	32
＜会津縦貫南道路＞	南会津地域を支える広域道路ネットワーク 高規格道路のミッシングリンクを解消	33
＜日橋川十六橋水門（会津若松市・猪苗代町）＞	歴史的構造物の保存と観光資源としての活用	34
＜国道294号豊地工区（白河市）＞	道路整備より物流の効率化や安全・安心な通勤・通学を支える	35

目次

安全・安心

＜国道１１８号 小沼崎バイパス（下郷町）＞	リダンダンシーを確保し災害に強い強靱な道路ネットワーク	36
＜国道４０１号 博士峠（会津美里町・昭和村）＞	リダンダンシーを確保し災害に強い強靱な道路ネットワーク	37
＜国道２５２号 水沼工区（金山町）＞	災害に強い道路整備により安全で円滑な交通を支える	38
＜県道いわき石川線 才鉢工区（いわき市）＞	自然災害に脆弱な道路のバイパス化により緊急輸送路の通行を確保	39
＜国道１１４号 堰守工区（浪江町）＞	国土強靱化により道路の通行止めを未然に防止	40
＜国道１１５号 中井塚工区（相馬市）＞	落石対策により道路の通行止めを未然に防止	41
＜国道１１８号 芦ノ原スノーシェッド（下郷町）＞	既存施設の長寿命化と適切な維持管理による道づくり	42
＜県道浪江鹿島線 北台木橋（南相馬市）＞	既存施設の長寿命化と適切な維持管理による道づくり	43
＜県道母畑白河線 木ノ内前工区（泉崎村）＞	歩道整備により歩行空間を確保し、通学児童の安全性を向上	44
＜県道中ノ内小高線 飯崎工区（南相馬市）＞	側溝整備により排水機能を維持し、大雨時の冠水を未然に防止	45
＜地蔵川（新地町）＞	東日本大震災からの復興津波の河川遡上から住民を守る	46
＜夏井川（いわき市）＞	台風１３号豪雨における河川改修事業効果	47
＜宇多川（相馬市）＞	災害復旧助成事業の効果（台風13号）	48
＜大森川（福島市）＞	令和元年東日本台風以降の河川改修事業効果	49
＜藤原川（いわき市）＞	台風及び豪雨における河道掘削事業効果	50
＜小高川（南相馬市）＞	台風及び豪雨における堤防補強事業効果	51
＜湯本川調整池（いわき市）＞	台風１３号豪雨における事業効果	52
＜小玉ダム 木戸ダム（いわき市 檜葉町）＞	台風１３号豪雨におけるダムの洪水調節機能	53
＜駒谷（いわき市）＞	土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保	54
＜東八川 砂防堰堤（福島市）＞	土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保	55
＜飯根沢砂防堰堤（西会津町）＞	土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保！	56
＜湯上沢砂防堰堤（喜多方市）＞	土石流から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保！	57
＜二軒在家沢砂防堰堤（只見町）＞	土石流から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保！	58
＜下川前地区（北塩原村）＞	地すべりから命や財産を守り、地域の安全・安心を確保！	59
＜国道１１８号鳳坂工区（天栄村 下郷町）＞	道路整備により冬期交通・救急医療と地域連携を支える	60
＜上名倉飯坂伊達線医王寺橋（福島市）＞	令和４年３月発生の福島県沖地震における橋梁の耐震補強対策の効果	61
＜松川浦漁港（相馬市）＞	令和４年３月発生の福島県沖地震における漁港の機能強化対策済み岸壁の効果	62
＜広瀬川（伊達市）＞	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】	63
＜濁川（福島市）＞	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【令和元年東日本大雨からの復旧】	64
＜谷田川（郡山市）＞	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】	65
＜社川（白河市）＞	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【令和元年東日本大雨からの復旧】	66
＜湯川（会津若松市）＞	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】	67
＜田付川（喜多方市）＞	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】	68

目次

＜只見川（只見川沿川地域）＞	平成23年7月新潟・福島豪雨からの復旧 洪水から地域の安全・安心を守る	69
＜国道252号本名バイパス、只見川河川改修（金山町）＞	河川改修と道路整備による 安全・安心の確保と奥会津地域の地域振興	70
＜県道郡山湖南線三森工区（郡山市）＞	道路整備により安全な通行と地域間交流・物流を支える	71
＜達瀬川河川改修、 新大窪橋（荒井郡山線）の架け替え（郡山市）＞	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る	72
＜道の駅猪苗代（猪苗代町）＞	広域的な防災拠点としての役割を担う「道の駅」	73
＜千五沢ダム（石川町）＞	ダムの再開発により、洪水から地域を守る！	74
＜県内9ダム＞	ダムの事前放流により洪水調節機能を強化	75
＜小高川（南相馬市）＞	東日本大震災からの復興 津波の河川遡上から住民を守る！	76
＜南右田地区海岸、烏崎地区海岸（南相馬市）＞	津波浸水被害の軽減を図り、 沿岸域の水産利用や新たな産業を後押し	77
＜福島空港＞	東日本大震災時において救難救助の拠点として活用	78
＜右支夏井川（小野町）＞	河川改修による市街地の安全・安心と親水性を向上	79
◆防災・減災、国土強靱化のための対策事業◆		
＜阿武隈川水系 鍛冶屋川（福島市）＞	＜阿武隈川水系 広瀬川（伊達市）＞	80
＜阿武隈川水系 油井川（二本松市）＞	＜阿武隈川水系 達瀬川（郡山市）＞	81
＜阿武隈川水系 牧野川（田村市）＞	＜阿武隈川水系 釈迦堂川（天栄村）＞	82
＜阿武隈川水系 北須川（平田村）＞	＜阿武隈川水系 外面川（白河市）＞	83
＜久慈川水系 久慈川（棚倉町）＞	＜阿賀野川水系 宮川（会津美里町）＞	84
＜阿賀野川水系 三沢川（昭和村）＞	＜阿賀野川水系 田付川（喜多方市）＞	85
＜伊南川水系 館岩川（南会津町）＞	＜伊南川水系 伊南川（桧枝岐村）＞	86
＜新井田川水系 新井田川（南相馬市）＞	＜北迫川水系 北迫川（広野町）＞	87
＜藤原川水系 矢田川（いわき市）＞	＜鮫川水系 鮫川（いわき市）＞	88

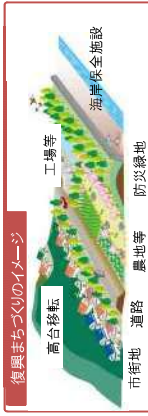
生活の質の向上

＜都市計画道路 中央線外（伊達市）＞	街路整備により伊達市梁川町の中心市街地の活性化に貢献	89
＜花園さくらパーク（棚倉町）＞	観光名所「花園しだれ桜」を訪れる方々の安全と快適のために	90
＜（都）白河駅白坂線（白河市）＞	メインストリートの整備による中心市街地の活性化に貢献	91
＜（都）平磐城線小名浜工区（いわき市）＞	県内有数の観光地小名浜のさらなる活性化に貢献	92
＜蔵庭（ポケットパーク）（喜多方市）＞	“くらにわ”が地域の賑わいをつなぎ蔵の街なみにゆとりとふくらみを創出！	93
＜芦ノ牧温泉（会津若松市）＞	ポケットパークのリニューアルによる温泉街の魅力向上！	94
＜小川地区ポケットパーク整備（いわき市）＞	道路工事で生まれる空地を地域の交流スペースとして活用！	95
＜あづま総合運動公園（福島市）＞	健康増進や癒し、豊かな暮らしを提供	96
＜ZEBガイドライン＞	カーボンニュートラルの実現に向けて県有建築物のZ E B化を促進	97
＜ふくしま木造化・木質化ガイドライン＞	カーボンニュートラルの実現に向けて中大規模県有建築物等の木造化・木質化を促進	98
＜災害公営住宅、 福島再生賃貸住宅の県代行整備（双葉町、大熊町）＞	避難地域への住宅帰還の支援	99
＜四時ダム（いわき市）＞	民間活力を活用した既存ダムの水力発電により環境負荷を低減！	100
＜勿来酒井団地（いわき市）＞	原子力災害による避難者の生活の安定とコミュニティーの形成を支援	101
＜県営住宅内部改善事業＞	県営住宅のリフォームによる長寿命化と居住性の向上	102



新地町新地駅周辺地区

(岬浜防災緑地、県道相馬馬理線、谷地小屋地区海岸、釣師浜漁港等)



- 復興まちづくりの基本的視点**
- ①命と暮らし最優先のまち
 - ②人と絆を育むまち
 - ③自然と共生する海のあるまち

【効果1】防災緑地の整備により東日本大震災時と同じ津波が発生しても、津波の勢いを弱め、逃げる時間を確保！レクリエーションや、自然とのふれあいの場としても活用！

【効果2】背後地において、土地区画整理事業により住宅用地を創出！

【効果3】岬浜防災緑地の背後地のJR新地駅周辺において新地町スマートコミュニティ事業(※)を展開！



事業概要

事業種別	事業内容	事業期間	事業箇所
岬浜防災緑地	防災緑地 L=1,400m A=25.3ha	H24～H30	相双建設事務所
釣師防災緑地	防災緑地 A=18.1ha	H24～H31	【参考】新地町
木崎地区海岸	海岸災害復旧 L=1,373m	H23～H29	相双建設事務所
谷地小屋地区海岸	海岸災害復旧 L=546m	H23～H28	相馬港建設事務所
谷地小屋地区海岸	海岸災害復旧 L=974m	H23～H29	相馬港建設事務所
大戸浜地区海岸	海岸災害復旧 L=127m	H23～H28	相馬港建設事務所
釣師浜漁港	漁港災害復旧 N=32施設	H23～H30	相馬港建設事務所
三滝川	河川災害復旧 L=1,387m	H24～H28	相双建設事務所
砂子田川	河川改修 L=1,800m	H24～R2	相双建設事務所
濁川	河川災害復旧 L=1,247 m	H24～H27	相双建設事務所
県道相馬馬理線	道路改築工(5橋含む) L=3,500m	H24～H30	相双建設事務所

【Topic1】JR常磐線新地駅が再開通！

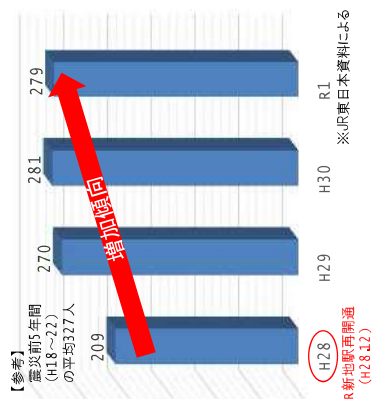
JR常磐線(相馬一浜吉田間)が、平成28年12月10日に5年9ヶ月ぶり再開通しました。
東日本大震災によりホーム・跨線橋を残して流出した新地駅について、旧駅舎から約300m 陸(西)側に移設された新駅舎で営業を再開しました。
震災から5年9ヶ月ぶりに相馬地方と仙台市が鉄道で結ばれ、住民の利便性が高まり、被災地の復興の加速につながりました。

【Topic2】釣師浜海水浴場が再開！

釣師浜海水浴場が、令和元年7月20日に東日本大震災による津波で東京電力福島第1原子力発電所事故の影響から9年ぶりに再開しました。
相馬地域では、平成30年の原釜屋海水浴場に次いで2カ所目の再開となりました。

【参考】JR新地駅乗車人員の推移

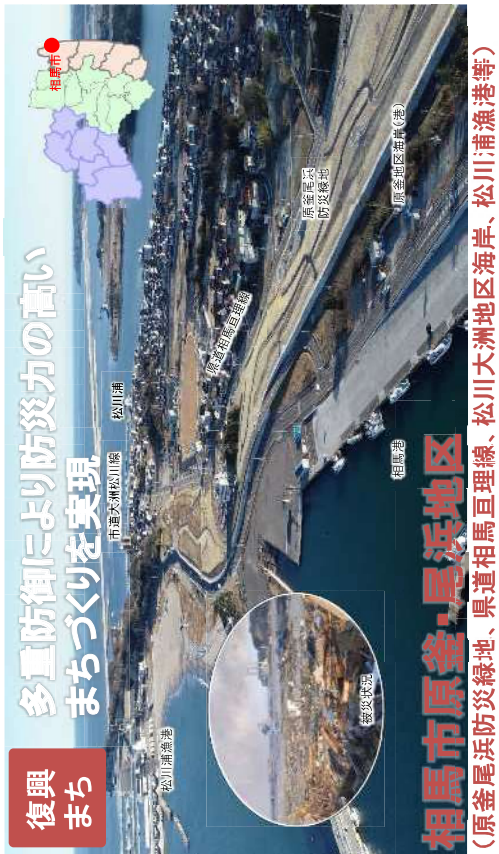
1日平均乗車人員(人)



【Topic3】新地地方卸売市場が再開！

東日本大震災の津波で大きな被害を受けた釣師浜漁港で令和2年12月4日、新地地方卸売市場が約10年ぶりに再開しました。これまでの相馬市原釜の市場への陸送が解消され、水産物の活性化が期待されます。



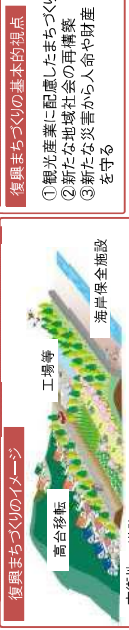


復興まち

多量防御により防災力の高いまちづくりを実現

相馬市原釜・尾浜地区

(原釜尾浜防犯緑地、県道相馬亘理線、松川大洲地区海岸、松川浦漁港等)



- 復興まちづくりの基本的視点
- ①観光産業に配慮したまちづくり
 - ②新たな地域社会の再構築
 - ③新たな災害から人命や財産を守る

【効果1】防災緑地の整備により東日本大震災時と同じ津波が発生しても、津波の勢いを弱め、逃げる時間を確保！レクリエーションや、自然とのふれあいの場としても活用！

【効果2】漁港の復旧により、水産業の復興を支援！



【効果3】海岸や道路の復旧により、松川浦(県立自然公園)の景観を再生し、観光を支援！



事業概要

事業種別	事業内容	事業期間	事業者
原釜尾浜防犯緑地	防災緑地 L=1,600m A=13.7ha	H24～R2	相双建設事務所
大洲地区海岸	海岸災害復旧 L=5,213.1m	H23～H29	相双建設事務所
松川大洲地区漁港海岸	海岸災害復旧 L=1,639.0m	H23～H30	相馬漁港建設事務所
尾浜地区漁港海岸	海岸災害復旧 L=387m(無観区域59m含む)	H23～H29	相馬漁港建設事務所
原釜地区港湾海岸	海岸災害復旧 L=1,630m(無観区域299m含む)	H23～H30	相馬漁港建設事務所
松川浦漁港	漁港災害復旧 N=74施設	H23～H31	相馬漁港建設事務所
小泉川	河川災害復旧 L=1,000m	H23～H28	相双建設事務所
宇多川	河川災害復旧 L=1,500m	H23～H29	相双建設事務所
県道相馬亘理線	道路改築工 L=2,000m	H24～H31	相双建設事務所

【Topic1】相馬復興サイクリング大会が開催！

平成30年9月30日に「第1回相馬復興サイクリング大会」が開催されました。津波により道路が被災し、7年間通ることができなかった海沿いの「大洲松川線」が復旧したことにより、コースの一部となりました。



第2回の様子(2015)

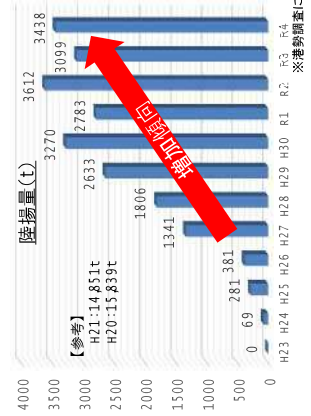
【Topic2】原釜尾浜海水浴場が再開！

原釜尾浜海水浴場が、平成30年7月21日に東日本大震災による津波と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響から8年ぶりに再開しました。



原釜尾浜海水浴場再開(2018)

【参考】松川浦漁港の陸揚量の推移



【Topic3】約6年ぶりに松川大橋のライトアップが再開！

東日本大震災の津波で流出した照明装置が復旧した松川浦大橋で、平成29年4月15日にライトアップが再開し、通行も可能となりました。



約6年ぶり再開した松川浦大橋のライトアップ(2017)

【Topic4】浜のサムライワールドin松川浦が開催！

東北中央自動車道「相馬福島道路」の霊山ICー相馬玉野IC間の開通を記念して、平成30年3月25日に開催し、県内外から1万人以上が訪れました。



浜のサムライワールドin松川浦(龍ノ尾岬地区)(2018)



広島市浅見川地区 (ひろの防災緑地、県道広島小高線、下北迫地区海岸、北迫川、浅見川等)

復興まちづくりのイメージ

復興計画(第二次)の基本方針

- 誰もが安心して暮らせるまちづくり
- 災害に強い都市基盤と心のネットワークによる安心・安全なまちづくり
- 21世紀の世帯を担う新たな産業創出による賑わいのあるまちづくり
- 双葉地域の復興を担うまちづくり

高台移転

市街地 道路 農地等

工場等

海岸保全施設

防災緑地

【効果1】防災緑地の整備により東日本大震災時と同じ津波が発生しても、津波の勢いを弱め、逃げる時間を確保！レクリエーションや、自然とのふれあいの場としても活用！

【効果2】ひろの防災緑地の背後地のJR広島駅周辺において、広島駅東側開発整備事業が展開！

【効果3】ひろの防災緑地の背後地において、商業施設や学校施設などが開設！



事業概要

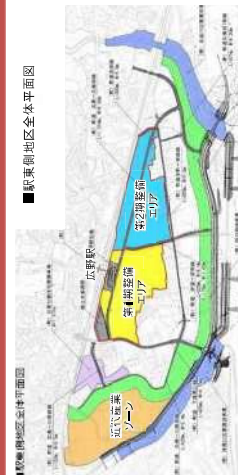
事業種別	事業内容	事業期間	事業者
ひろの防災緑地	防災緑地 L=2,000m A=9.4ha	H23~H29	広島土木事務所
下北迫地区海岸	海岸災害復旧 L=1,536m	H24~H30	広島土木事務所
北迫川	河川災害復旧 L=631m	H25~R元	広島土木事務所
浅見川	河川災害復旧 L=640m	H25~H28	広島土木事務所
県道広島小高線	道路改良工(北漆橋含む) L=1,690m	H24~H28	広島土木事務所

【Topic1】ひろの防災緑地植樹祭を開催！

平成28年3月5日にひろの防災緑地植樹祭が開催され、約700人が参加し、苗木約5,000本を植樹しました。



【参考1】広島駅東側開発整備事業による土地利用の進展



【参考2】JR広島駅乗降者数の推移



避難指示解除(H24.3) ひろの防災緑地活用(H28.12)

【Topic2】ひろの健康ウォークを開催！

平成28年10月30日にひろの健康ウォークが開催され、併用されたひろの防災緑地や県道広島小高線広島工区のお披露目もかねて約250人が参加しました。



●広島駅東側開発整備事業(第1期)

- H28.1 広島みらいオフィス開業
- H29.5 馬場医院、広島薬局移転開業
- H29.9 集合住宅10棟114戸竣工
- H30.3 駅東口広場整備竣工
- H30.10 ホテル(ハタゴイン福島広島)開業

●広島駅東側開発整備事業(第2期)

- R2~ 戸建て住宅用地宅地造成着手

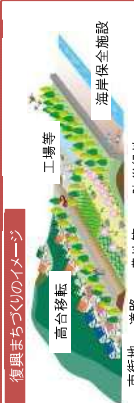


■整備のイメージ図



復興まち 多量防御により防災力の高いまちづくりを実現

いわき市久之浜地区 (久之浜防災緑地、県道久之浜港線、久之浜地区海岸、久之浜浦漁港等)



復興まちづくりのイメージ

復興まちづくりの基本的視点

- ①災害に強い地域づくり
- ②観光等産業の復興
- ③水辺、自然環境を活かした地区の復興

【効果1】防災緑地の整備により東日本大震災時と同じ津波が発生しても、津波の勢いを弱め、逃げる時間を確保！レクリエーションや、自然とのふれあいの場としても活用！

【効果2】久之浜防災緑地の背後地に
おいて、土地区画整理事業により住宅用地を創出！



【効果3】久之浜防災緑地の背後地にコミュニティ商業施設や市防災拠点施設がオープン！



事業概要

事業種別	事業内容	事業期間	事業者
久之浜防災緑地	防災緑地 L=1,300m A=11.2ha	H24～H31	いわき建設事務所
久之浜地区海岸	海岸災害復旧 L=2,124m	H24～H30	いわき建設事務所
久之浜漁港海岸久之浜地区海岸	海岸災害復旧 L=46m	H25～H28	小名浜港湾建設事務所
久之浜漁港	漁港災害復旧	H23～H28	小名浜港湾建設事務所
久之浜港	港灣災害復旧	H23～H29	小名浜港湾建設事務所
大久川	河川災害復旧 L=267m	H26～H29	いわき建設事務所
県道久之浜港線	道路改良工(陸域橋含む) L=641m	H24～H29	いわき建設事務所

【Topic1】久之浜漁市場が8年半ぶりに再開！

東日本大震災と原発事故の影響で休止していたいわき市漁港の久之浜市場が、令和元年9月2日、8年半ぶりに再開し、浜には威勢のいい声が響き、活気が戻りました。

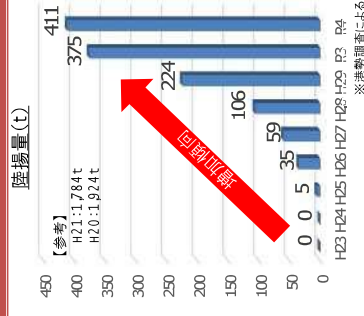


【Topic2】コミュニティ商業施設「浜風きらら」がオープン！

東日本大震災から約半年後に久之浜第一小学校敷地内に仮設店舗としてオープンした「浜風商店街」を経て、「1日も早い久之浜の復興を！久之浜に1人でも多くの笑顔を！」の気持ちのままに、コミュニティ商業施設「浜風きらら」が平成29年4月20日にオープンいたしました。

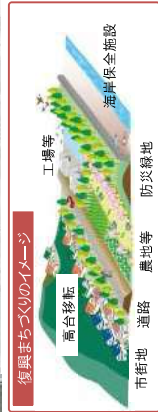
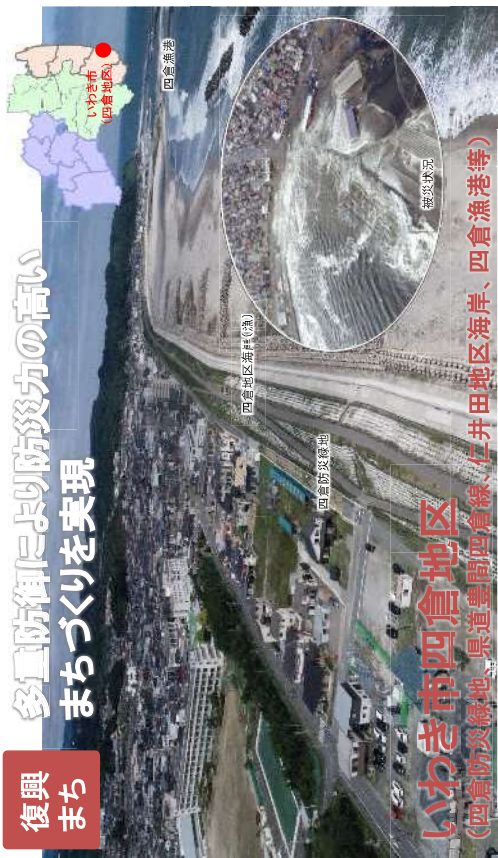


【参考1】久之浜漁港の陸揚量の推移



令和3年12月18日、久之浜魚市場で「いわき市漁協 朝市 in 久之浜」が開催されました。
常磐ものの鮮魚詰め放題に朝から大行列ができ、漁港周辺は大いに賑わいました。





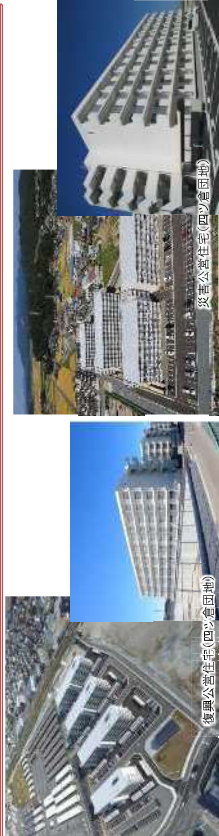
- 復興まちづくりの基本防犯点**
- ① 災害に強い地盤づくり
 - ② 「道の駅よつくら港」を復興シンボルとした再生
 - ③ 海浜レクリエーション地域の整備

【効果1】防災緑地の整備により東日本大震災時と同じ津波が発生しても、津波の勢いを弱め、逃げる時間を確保！レクリエーションや、自然とのふれあいの場としても活用！

【効果2】四倉漁港の背後地において、復興のシンボルとして「道の駅よつくら港」が再生！



【効果3】JR四ツ倉駅西側において、被災者向けの住宅を供給！



事業概要

事業種別	事業内容	事業期間	事業者
四倉防災緑地	防災緑地 L=1,500m A=4.9ha	H24～H30	いわき建設事務所
仁井田地区海岸	海岸災害復旧等 L=3,108m	H24～H29	いわき建設事務所
四倉漁港海岸	離岸堤 L=700m	H24～H30	小名浜港湾建設事務所
四倉漁港	海岸災害復旧等 L=2,333m	H24～H30	小名浜港湾建設事務所
仁井田川	漁港内施設(防波堤、物揚場等)	H23～H30	小名浜港湾建設事務所
県道豊間四倉線	河川災害復旧 L=834m	H25～H28	いわき建設事務所
	道路改良工(東舞子橋含む) L=938m	H24～H31	いわき建設事務所

【Topic1】道の駅よつくらが防災機能を強化し再オープン！

平成24年8月11日に「道の駅よつくら港交流館」の新館が完成しました。同館は、平成23年4月には被災した建物一部を利用し営業を再開し、平成24年1月には仮設大型テントを構え、仮営業していましたが、防災機能を強化して再オープンしました。

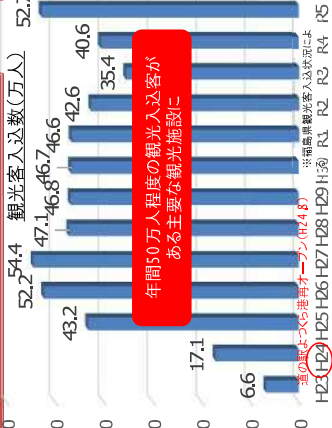


【Topic2】四倉海水浴場が再開！

四倉海水浴場が、平成25年7月15日に東日本大震災による津波と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響から3年ぶりに再開しました。



【参考1】道の駅よつくら港の観光客入込数



【参考2】復興まちづくり完成後の地元の声

《四倉ふれあい会議会長》
防災緑地が頼みの場となり、将来四倉地区の財産となり、魅力的な町となることを期待しています。

《四倉町区長会長》
復興まちづくりが完了したことで、再建された方も定着して安心して生活ができるようになります。

《上仁井田・岸区長》
震災時に防災林がとても効果的であったので、防災緑地の将来の防災機能にとっても期待しています。

多重防御により防災力の高い
まちづくりを実現

[illegible]

復興まちづくりの基本的視点

① 牧野など市街地の再生
② 観光振興、生活利便性の向上
③ 災害に強い市街地の形成

高台移転

工場等

海岸保全施設

市街地

道路

農地等

防災緑地

【効果3】津波及び震間防災緑地の背後地の高台において、被災者向け住宅を供給！

【効果3】薄磯及び豊間防災緑地の背後地の高台において、被災者向け住宅を供給！



事業類別	事業内容	事業期間	事業者
海城地区			
海城防災緑地	防災緑地 L=1,000m A=4.6ha	H24～H29	いわき建設事務所
豊間漁港海岸、茨城地区海岸	海岸災害復旧 L=1,115m	H23～H29	小名浜港湾建設事務所
豊間漁港海岸、茨城地区海岸	漁港災害復旧	H23～H25	小名浜港湾建設事務所
県道豊間四倉線	道路改善工 L=2,989m	H24～H29	いわき建設事務所
豊間地区			
豊間防災緑地	防災緑地 L=2,400m A=12.8ha	H24～H30	いわき建設事務所
豊間地区海岸	海岸災害復旧 L=968m	H23～H27	いわき建設事務所
豊間漁港海岸、豊間地区海岸	海岸災害復旧 L=1,018m	H23～H30	小名浜港湾建設事務所
茨城川	河川災害復旧 L=453m	H26～H28	いわき建設事務所
県道豊間四倉線	道路改善工(高防護含む) L=1,650m	H24～H30	いわき建設事務所

震災前の平成22年には26万人以上訪れていた薄磯海水浴場は、東日本大震災の津波で大きな甚大な被害を受け、再開を見送っておりましたが、大規模な復興・復興工事が完了したことに伴い、平成29年7月15日（いわき市内3カ所目）の海水浴場として再開しました。

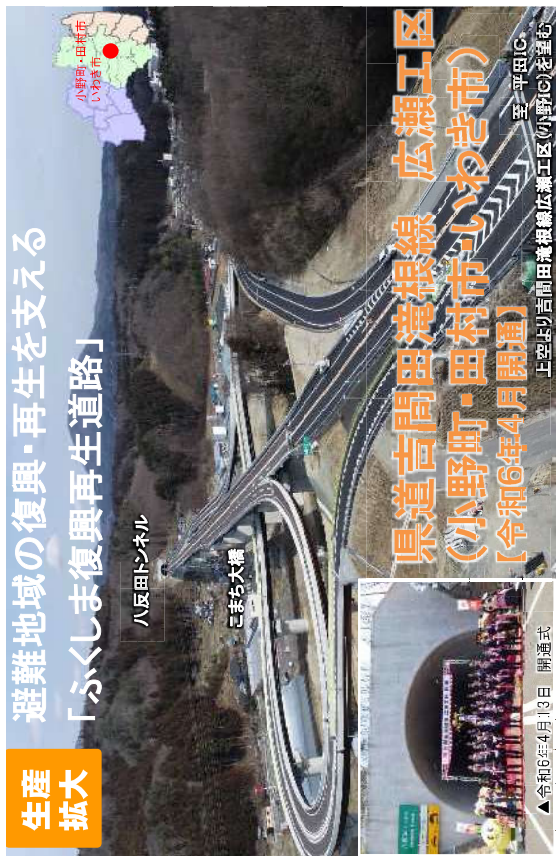


復興商店街」とマロージェは、平成26年10月の津波被災者向け平豊間災害公営住宅(192戸)の完成により、商店や飲食店の再開が期待されたことから、中小企業基盤整備機構が実施する仮設施設整備事業を活用して地域の生活を支えるため整備され、平成27年1月15日にグランドオープンしました。

「いわき震災伝承みらい館」は、令和2年5月、薄磯防災緑地の背後地に開館しました。

震災関連資料の保存や展示、語り部の講演などにより、震災の記憶や教訓を伝承していくとともに、いわき市内各地の復興まちづくりに関わる取

600名 震災伝承みらい館（令和2年5月開館）



生産
拡大

避難地域の復興・再生を支える
「ふくしま復興再生道路」

八反田トンネル

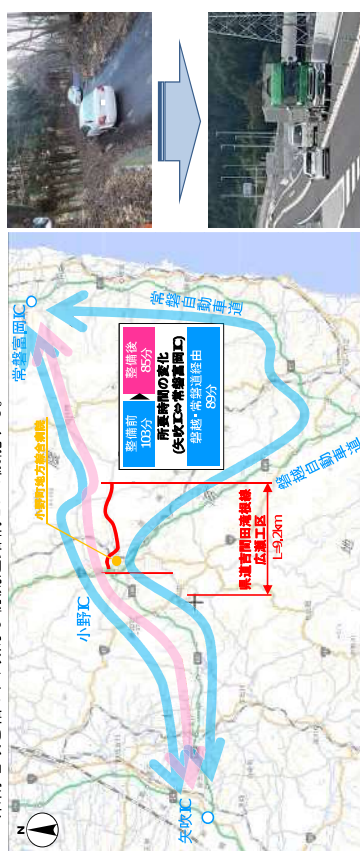
こまち大橋

県道吉間田滝根線 広瀬工区
(小野町・田村市・いわき市)
【令和6年4月開通】

▲令和6年4月13日 開通式
上空より吉間田滝根線広瀬工区(小野町)を望む

【効果1】道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消し、広域的な交流や物流を支える

■現道の矢大田山前後の急峻な区間や、小野町中心市街地の急カーブや狭隘区間に伴う大型車通行規制区間を解消することで、大型車が安全に通行できるようになり、相対地域と県中・県南地域を結ぶ広域的な物流道路網として機能する。



【効果2】小野町地方総合病院への良好なアクセスの形成による医療・福祉の確保

・現道の狭隘区間を回避することで、川内村から小野町地方総合病院までの搬送時間を8分短縮
・日常的な通院や安葬搬送による患者の負担軽減

<救急搬送時間>

整備前	整備後	短縮効果
34分	26分	8分短縮

【富岡消防署川内出張所】
◆吉間田滝根線開通により、搬送時
間が大幅に短縮されるとともに、患
者の負担軽減にも繋がっています。
◆小野富岡線についても、早期の完
成を待ち望んでいます。



生産
拡大

避難地域の復興・再生を支える
ふくしま復興再生道路

国道349号 大綱木工区(川俣町)
【令和5年3月完成】



▲令和5年3月2日 完成式

【効果1】産業の再生や観光の振興、生活環境の再生を支える

■川俣町は、震災以降、山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」や西部工業団地の整備、新たな特産品アンズリュウムのブランド化など復興・再生に向けた取組を進めている。また復興公営住宅の整備や山木屋診療所の再開など生活環境の再生にも取り組んでいる。
本事業は、これらの取組を大きく後押し、産業の再生や観光の振興、生活環境の再生を支援する。



山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」
出典：とんやの郷HP

川俣町 西部工業団地
出典：川俣町HP



川俣アンズリュウム
出典：川俣町HP

【効果2】道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消し、広域的な交流や物流を支える

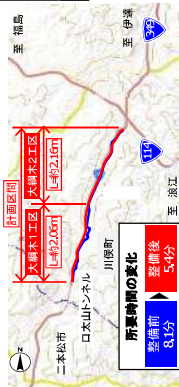
■道路幅員の狭小区間や視距不良区間の解消により、通過時間を約27分短縮することで、県中地域と県北地域を結ぶアクセスが向上し、広域的な交流や物流の活性化を支援する。



整備前



整備後



所要時間の短縮

整備前	整備後	短縮効果
81分	54分	27分短縮



【効果1】道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消し、広域的な交流や物流を支える

■**道路幅員の狭小区間**や**視距の不良区間**を解消することで、相双地域と県北地域を結ぶ**アクセス性が向上**し、広域的な交流や物流の活性化を支える。



【効果2】産業の再生や観光の振興、生活環境の再生を支える

■川俣町は、震災以降、山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」や西部工業団地の整備、新たな特産品アンズリウムのブランド化など復興・再生に向けた取組を進めている。

また、復興公営住宅の整備や山木屋診療所の再開など生活環境の再生にも取り組んでいる。

本事業は、これらの取組を大きく後押し、**産業の再生**や**観光の振興**、**生活環境の再生**を支援する。



【before】整備前



【効果1】中心市街地の4車線化による交通混雑の緩和

■**4車線化のバイパス整備**により、通過交通が現道からバイパスへ転換し、交通混雑の緩和が図られる。

■中心市街地の渋滞が緩和され、**まちなかの活性化**が期待される。

■会津縦貫南道路の**下郷田島バイパスの開通**後には、交通量増加が見込まれることから、**更なる効果発現も期待**される。

地域住民の声

- ◆旧道を通過する交通量が減少したため、通学路の安全性が向上した。
- ◆消防出動の際に、アクセスが向上し時間の短縮につながった。
- ◆南会津病院へ搬送する際に、安全運行につながった。



道路標準断面イメージ図



【効果1】交通混雑の緩和

- **バイパス整備**により、通過交通が現道からバイパスへ転換し、交通混雑の緩和が図られる。

《交通渋滞解消効果》

	整備前 (PC)	整備後 (PC)
旧道 (地点1)	7,660[台/12h]	5,748[台/12h]
バイパス部 (地点2)	—	6,948[台/12h]

【効果2】観光名所へのアクセスの向上

- 国指定史跡で観光名所のある小峰城や南湖公園へのアクセスが向上し、観光客の増加が期待される。



出典：白河市



【効果1】交通混雑の緩和

- **バイパス整備**により、通過交通が現道からバイパスへ転換し、交通混雑の緩和が図られる。
- やながわ工業団地への**アクセス性が向上**され、雇用創出や地域産業の活性化が期待される。





研修を通して林業への誇りが実感できる施設を整備

林業分野への新規就業希望者の育成、林業従事者の技術力向上及び市町村職員の森林・林業に関する知識の習得を目的に本施設を整備しました。
県産材・東京オリンピックのレガシー材、WOOD ALC・縦ログ工法など、福島県と関わりの深い様々な木材・木造技術を活用することで、研修生が「林業への誇り」や原木が建築物にどのように使用されるのかを実感できる施設としています。



研修参加者の声

- ・建物に入った瞬間に木のいい香りがして、すごく落ち着く雰囲気建物だと思いました。
- ・建物に木を使う魅力を間近に実感しました。
- ・森林経営計画、集積計画を策定・実施することによる行政のメリット・デメリットを理解できたことが良かった。
- ・様々な技術の開発・導入を通じて、林業の世界もDXが推進されていることがわかり、林業に関する知識を更に深めることができました。

整備内容等

場 所	福島県郡山市安積町 地内 (福島県林業研究センター内)
構 造	木造 平屋建て
延べ面積	研修棟903㎡ 実習棟422㎡
竣 工	令和4年8月



【効果1】県内外へ避難している町民の帰還促進を支える

双葉地域と県中地域のアクセスが向上することで、県内や県外へ避難している町民への帰還促進を支援する。

大熊町長の主な通往来地域	
・茨城県	約5,400人(いわき市)
・千葉県	約4,500人(船橋市)
・埼玉県	約1,700人(さいたま市)
・東京都	約1,000人(東京都)
・宮城県	約0,600人(仙台市)
・福島県	約0,500人(福島県)
・栃木県	約0,400人(宇都宮市)
・群馬県	約0,300人(前橋市)
・長野県	約0,200人(長野県)

大熊町への帰還を判断するために必要なこと

大熊町への帰還を判断するために必要なこと	
・大熊町への帰還を判断するために必要なこと	約97%
・大熊町への帰還を判断するために必要なこと	約42%
・大熊町への帰還を判断するために必要なこと	約42%
・大熊町への帰還を判断するために必要なこと	約40%
・大熊町への帰還を判断するために必要なこと	約39%

【効果2】道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消し、広域的な交通や物流を支える

道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消することで、双葉地域と県中地域の往來の利便性が向上し、広域的な交通や物流の活性化を支援する。



生産
拡大

観光交流人口の拡大と
インフラへの理解促進を図る

ふくしまインフラツーリズム推進事業
【令和4年度～】

ふくしま

県内全域

県民生活

【効果1】インフラを観光資源として活用することによる観光交流人口拡大

ふくしまインフラツーリズムでは、民間施設を含めた様々な既存インフラを活用し、地域観光と結びつけ、観光交流人口の拡大を図っていきます。

【効果2】インフラの役割や重要性への理解促進

(県内観光事業者によるツアー事例)：「金井のダム巡り」多摩川・多摩川沿いの観光地へのご案内

ポータルサイトでは、モニターツアーの概要やおすすめの見学コースを紹介しています！

モニターツアー参加者アンケートでは、金井がインフラの役割を深まると回答：1(回答数26人)

生産
拡大

ふくしま復興再生道路の整備により
県中、相双地方の物流やネットワークを強化

小野富岡線 小白井工区(いわき市)
【令和3年3月完成】

【福島県トラック協会】

◆白河から富岡方面に行く際、小野富岡線で大型車の通行が可能となれば、**いわきを迂回(高速利用)する必要がなくなり利用しやすくなる。**

【食料製造品等輸送事業者】
(須賀川市)

◆小野富岡線は、相双地域へは距離的に最短で行けるルートで、**隘路がなくなり、もう1本信頼できるルートが形成され、効率よく回すことができる。**

新設企業数(累計)

新規雇用者数(累計)

小野富岡線の整備状況

小野富岡線は、磐城自動車道・あぶくま高原道路と常磐自動車道を結ぶ幹線道路であり、**ふくしま復興再生道路**として、一体的に整備を進めています。

整備により、物流やネットワークの**更なる強化**を図るとともに、大規模災害時の円滑な緊急輸送を確保することが期待されています。

小野江～常磐富岡通過時間

整備前：72.8分⇒整備後：55.1分

283

21

22



【効果1】道の駅による交流人口の拡大

令和2年8月の道の駅オープン以降、浪江町の新たな観光拠点として交流人口が拡大しています。また、町の玄関口として、復興状況や観光情報の発信基地としての役割を担います。



併設する伝統産業施設「なみえの技・なりわい館」では地元の産品が並べられ賑わいを見えています
◀なみえの技・なりわい館

道の駅を拠点に地域を結ぶ新たなモビリティサービスの実証実験も行われています
なみえスマートモビリティチャレンジ



【効果2】道路拡幅により円滑な交通を確保、浪江ICへのアクセス性が向上

国道114号の道路拡幅により、常磐道(浪江IC)へのアクセス性が向上し、浪江町の復興を支援。

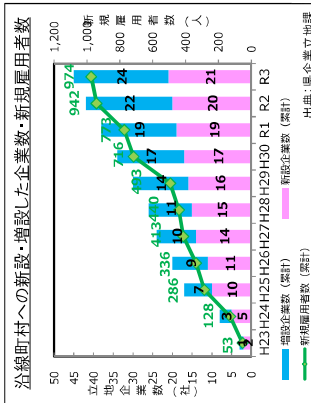
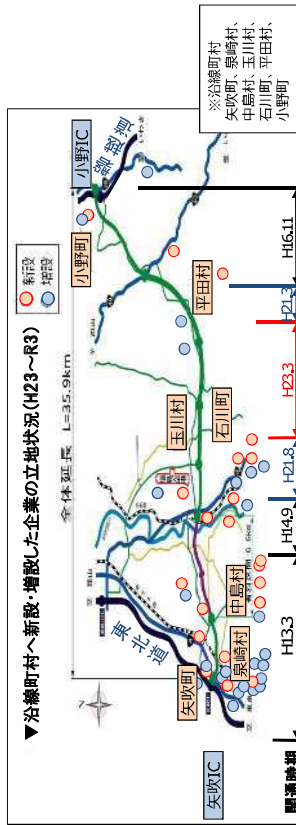


整備前

整備後



【効果】全線開通により沿線町村への企業進出、雇用が拡大



全線開通により、沿線町村へ45社が進出、約970名の雇用を創出。今後も更なる拡大が期待される。



矢吹IC付近の工業団地(写真提供: 矢吹町)



生産
拡大

会津地域を支える広域道路ネットワーク
高規格道路のミッシングリンクを解消

会津縦貫道

会津縦貫北道路(喜多方IC～会津若松北IC)

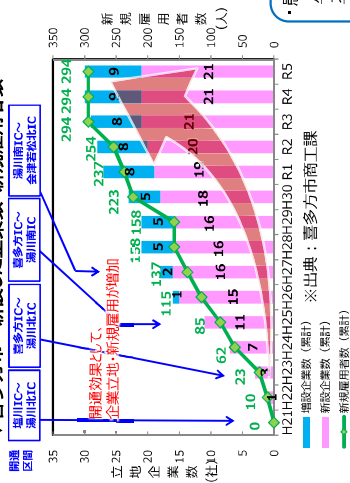
(平成27年9月完成)

地域間交流の促進、都市や産業、観光資源などを有機的に結び、圏域全体として集積規模の拡大を図るための地域高規格道路

【効果1】企業進出、雇用拡大

■喜多方地方への企業進出や雇用拡大など、産業振興の発展に寄与

▼喜多方市へ新設した企業数・新規雇用者数



【その他の効果】

■磐越自動車道及び会津縦貫南道路との広域道路ネットワークを形成し、災害時の緊急物資の輸送を可能とする災害に強い交通機能確保。
■会津地域に点在する観光地間の移動時間を短縮することにより、観光振興に寄与している。

【効果2】救急搬送時間を大幅短縮

■喜多方市から第3次救急医療施設である会津中央病院や会津医療センターへの搬送時間が短縮され、救急救命率の向上に寄与



・患者への負担に配慮し、搬送ルートを国道49号から会津縦貫北道路へ変更し、安定した搬送ができるようになった。

・開通したことで、観光周遊がスムーズになりました。
・移動時間に余裕ができたため、他の観光地へも足を伸ばせるようになりました。



生産
拡大

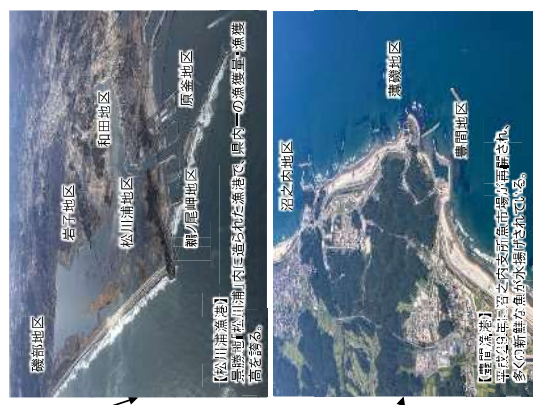
浜通りの水産業の復興を支援

松川浦・請戸・釣師浜・真野川・久之浜・四倉・豊間・勿来・富岡・小浜

【松川浦漁港】
東日本大震災の起きた福島第一原子力発電所から高放射能汚染物質が流出したことが原因で、漁業が再開できず、漁民の生活が苦しい状況が続いていました。令和6年10月に復興工事が完了し、令和7年1月に漁業が再開されました。

東日本大震災により県内の10漁港全てにおいて壊滅的な被害を受けましたが、請戸漁港(浪江町)が令和3年3月に完了したことにより、全ての漁港で復旧工事が完了しました。
また、令和3年2月及び令和4年3月に発生した福島県沖地震により、松川浦漁港、釣師浜漁港、真野川漁港で再度被害を受けましたが、令和7年3月に全ての復旧工事が完了しました。

第3種漁港
第2種漁港
第1種漁港



【効果1】東日本大震災で被災した岸壁や防波堤の復旧により、水産物の安定供給が可能に！

○岸壁や防波堤等の復旧（松川浦漁港 磯ノ尾地区）



令和2年度までに全ての漁港の復旧が完了。平成24年6月から始まった試験操業は、令和3年3月末に終了し、令和3年4月から本格操業への移行期間となりました。今後は水産物の生産・流通が震災前の水準へ徐々に戻っていくことが期待されます。

漁港名	復興の工事経過												備考
	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2			
釣鐘漁港（新地町）													
松川浦漁港（相馬市）													
真野川漁港（南相馬市）													
真野川漁港（浪江町）													
富田漁港（浪江町）													
久志漁港（いわき市）													
四倉漁港（いわき市）													
黒川漁港（いわき市）													
小浜漁港（いわき市）													
勿来漁港（いわき市）													



【効果2】漁港施設を活用した地域の取組を支援

四倉漁港（いわき市）の「道の駅よつら港」や松川浦漁港（相馬市）の「浜の駅松川浦」など、豊かな水産資源を活かした地域の取組が活性化しています。



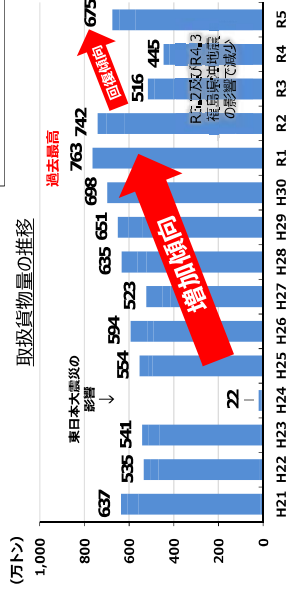
松川浦漁港
「道の駅松川浦」ブランドオープン（R1.10月）
写真提供：相馬市観光協会

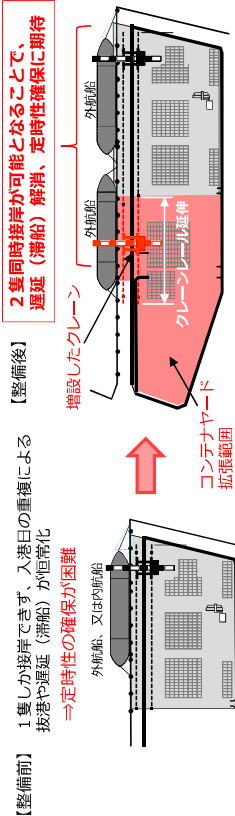
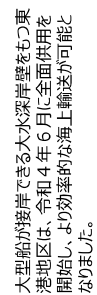
生産拡大 相馬港 4号ふ頭地区ふ頭埋立造成事業 (相馬市、新地町)



【効果1】
■ 臨港道路の4車線化により利便性が向上、
港務機能が活性化
■ 新たな企業が立地し、取扱貨物量が増大

【効果2】国、県、民間事業者が一体となった港湾整備により、新規雇用の創出に寄与





生産
拡大

小名浜港と常磐自動車道を直結し、
いわき地域の産業・観光振興に貢献

マリンブリッジ

小名浜港・2号ふ頭
(アクアマリンハーバー)

いわき市・いわきミュー

東海地区国際物流ターミナル(完成予想図)

三崎公園

小名浜地区(2号ふ頭)の環境整備

小名浜地区(2号ふ頭)の環境整備

小名浜地区(2号ふ頭)の環境整備

小名浜道路(いわき市)

小名浜地区(2号ふ頭)の環境整備

【効果1】産業と観光の振興促進

小名浜道路の周辺には、小名浜港や工業団地が立地し、加えて、小名浜港の背後地には水族館や観光・物産施設といった交流拠点、さらには、再開発が行われ、商業サービス拠点を核とした区画が活用されており、これら小名浜港を中心とする地域と常磐自動車道を自動車専用道路で結ぶことにより、**物流やネットワークの更なる強化**が期待されます。

また、防災面からも、東日本大震災時に緊急物資の受入港として大きな役割を果たした小名浜港と、緊急交通路として被災直後から救護活動や緊急輸送を支えた高速道路ネットワークを直結させることで、**大規模災害時の円滑な緊急輸送を確保**することが期待されています。

【効果2】物流ネットワークの強化

小名浜地区(2号ふ頭)の環境整備

小名浜地区(2号ふ頭)の環境整備

小名浜地区(2号ふ頭)の環境整備

【効果3】所要時間の短縮

小名浜地区(2号ふ頭)の環境整備

小名浜地区(2号ふ頭)の環境整備

小名浜地区(2号ふ頭)の環境整備

生産
拡大

地域医療や産業振興、広域的な物流を支えるふくしま復興再生道路

国道399号 十文字工区・戸渡工区
(いわき市・川内村)
【令和4年9月完成】

川内村役場

川内村役場

川内村役場

【効果1】地域の医療を支えます

医療環境への不安から帰村できない村民に対し、医療環境が改善し帰村の促進が図れます。

川内村民が帰村しない理由

医療環境に不安があるから

生活費(食料や娯楽など)に不安があるから

家に帰っても仕事がないから

子供の通学が不安定な環境で育っているから

農作物などが売場できないから

警察などがないから

仕事がないから

その他

【効果2】通勤・通学を支援

通勤・通学上の問題から帰村できない住民に対し、整備による路線バスの導入などの検討が可能になります。

川内村役場～いわき市役所間の所要時間が短縮

70分 → 10分短縮 → 60分

川内村役場

川内村役場

川内村役場

【効果3】緊急輸送時の時間短縮

川内村役場

川内村役場

川内村役場

生産
拡大

南会津地域を支える広域道路ネットワーク
高規格道路のミッシングリンクを解消



会津縦貫南道路
会津縦貫北道路

【効果】広域道路ネットワークの強化

- 県土の骨格を成す6本の連携軸の一つである会津軸として、磐城自動車道及び会津縦貫北道路との広域道路ネットワークを形成し、災害時の緊急物資の輸送を可能とする災害に強い交通機能確保。
- 南会津地域から第3次救急医療施設である会津中央病院へ60分以内で搬送可能な範囲が拡大されることにより、緊急性の高い外傷患者等の救命率が向上する。
- 現道の線形不良区間や隘路狭小区間を回避することにより、走行性や安全性が確保されるため、交通事故が減少すること。
- 南会津地域に点在する観光地間の移動時間を短縮することにより、観光振興に寄与する。

会津縦貫南道路の整備がもたらす時間短縮やカーブの減少や路面状況の向上は、患者の命を救うことにつながる。

- ・国道121号には代替路がないので、会津縦貫南道路のように信頼性の高い道路が整備されることは安心感につながる。
- ・冬の通行が楽になるので、運転のストレスが減る。
- ・大内山に迫って、日谷や山形に行ける。観光地につづり滞在できる。

現道の状況



降雪の状況

観光地の滞滞状況

生産
拡大

歴史的構造物の保存と
観光資源としての活用



既存水門を活用した治水管理（治水調節機能を付加）

明治3年完成の十六橋眼鏡鯉石橋水門を、大正3年に改築されて以来80年余りを経たず十六橋水門は、コンクリート造りの水門施設として国内最古の貴重な近代土木遺産

歴史的景観を変えずに補強、改修

十六橋水門（会津若松市・猪苗代町）

【効果】歴史的構造物として保存し、安積疏水関連施設見学者が増加傾向

十六橋の由来は西暦800年頃まで遡るとされており、安積疏水事業で会津方面へ流出する水量を調節し、郡山方面へ引水する流量を確保するための水門として改築され、現在は猪苗代湖から日橋川への治水調節機能も付加することにより、治水・利水上重要な役目を果たしているとともに、歴史的な価値が非常に高い。

歴史的景観を変えずに補強、改修したことで貴重な土木遺産を保存するとともに、重要な治水機能を有するだけでなく、観光資源・安積疏水のシンボルとしての役割も果たしている。

歴史的景観を変えずに補強、改修を実施

■ 堰柱補強・改修



■ 水門設備改修



十六橋水門の改修による治水機能の確保

水門設備の改修とともに治水容量
6,000万m³を確保





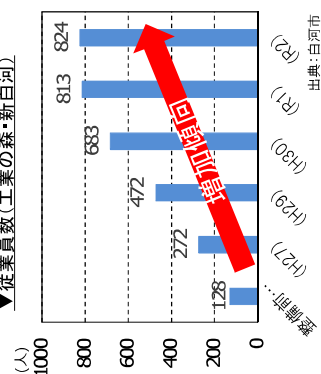
国道294号 豊地工区(白河市)

【令和2年12月完成】

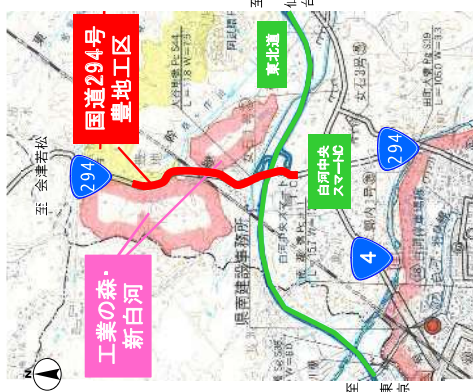
【効果】隣接する工業団地の工場新設や増設を誘発、雇用創出に寄与

■東北自動車道の白河中央スマートHCから工業の森・新白河までの1.8km区間の現道を拡幅することで、工業の森・新白河への企業進出が増え、雇用の創出に寄与しています。

▼従業員数(工業の森・新白河)



H27.3.26 福島民報



国道118号 小沼崎バイパス (下郷町)

【令和6年3月完成】

【効果】災害時の安全な通行を確保

令和6年5月7日に発生した倒木により、旧道が一時通行止めとなりましたが、小沼崎バイパスの整備により、大幅に迂回することなく、安全な交通が確保されました。



会津郡川添町4～5工区の完成により、10分短縮

小沼崎バイパス



至 栃木

至 南会津町

安全安心

リダンダンシーを確保し災害に強い
強靱な道路ネットワーク

国道401号 博士峠

(会津美里町・昭和村)

【令和5年9月完成】

【効果】災害時の安全な通行を確保

令和6年8月7日の大雨により、路肩崩壊や土砂流出のため旧道が通行止めとなりましたが、博士峠工区が完成していたことにより、災害時の安全な通行を確保することができました。

291

安全安心

災害に強い道路整備により
安全で円滑な交通を支える

国道252号 水沼工区

(金山町)

【令和5年度完成】

【効果】平成23年7月の新潟・福島豪雨により道路が冠水し、通行止めが発生。

安全安心

冠水後の状況

平成23年7月の新潟・福島豪雨により道路が冠水し、通行止めが発生。

【効果】道路のかさ上げにより、浸水被害を受けない安全・安心な通行を確保。

①

②

③

①旧道部の状況

②旧道部の状況

③博士峠工区の状況

【効果】会津地方の地域振興

博士峠工区開通前後の昭和村の週末における状況を比較すると、地域振興に大きく貢献していることが分かります。

売上

約2.3倍

来場者

約5.0倍

道の駅からむし織の里 しょうわ

交流・観光拠点施設 喰丸小学校

37

38



▲ 令和4年3月24日に開通した才鉢工区

令和元年台風19号による旧道の被災事例

至 石川町

土砂崩落が発生

至 石川町

法面崩落が発生

【効果】年間を通じた安全・安心な通行を確保。

現道部

- ・ 令和元年台風19号（連続雨量約256mm）により、**法面崩落の被災**を受け、22日間の通行止めが発生

R5.9月 台風時に被災なし

バイパス整備部

台風13号（連続雨量約183mm）による**通行止めなし**



【before】 令和元年10月25日から26日にかけての大雨により土砂が流出し、通行止め。

至 浪江町

【効果】年間を通じた安全・安心な通行を確保。

令和元年10月25日から26日にかけての大雨
(連続雨量：約251.5mm)

法面からの土砂流出により、**約13時間の通行止め**が発生

R5.9月 台風時に被災なし

令和5年台風13号
(連続雨量：約172.0mm)

通行止め無し

42

42

安全
安心

既存施設の老朽化対策と
適切な維持管理による道づくり



(一)浪江島線
北台本橋(南相馬市)

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

【before】補修前(令和6年4月)

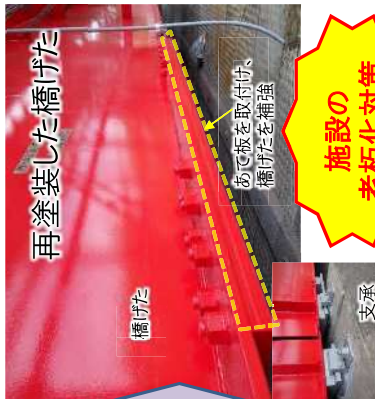


腐食が進んだ橋げた

腐食・変形部分

橋げた
支承

【after】補修後(令和6年10月)



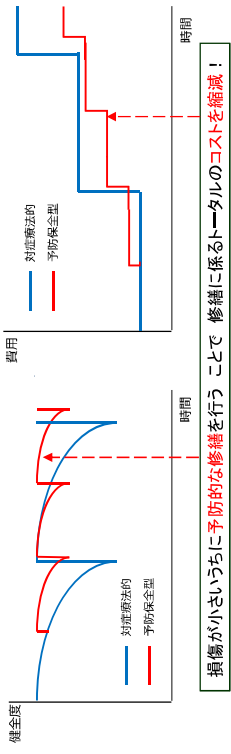
再塗装した橋げた

あて板を取付け、
橋げたを補強

施設の
老朽化対策

【効果】既存施設の老朽化対策

・腐食が進んだ鋼製の橋げたと支承(上部構造と下部構造の間の部材)の塗装を塗り替え、橋げたに**あて板を取り付け**、橋の**老朽化対策**を実施し**国民の安全・安心**を確保しました。
・計画的な対策により寿命を延ばし、**補修コストの削減**が図られます



安全
安心

歩道整備により歩行空間を確保し、
通学児童の安全性を向上

母畑白河線
木ノ内前工区(泉崎村)

【before】整備前



歩道がなく、危険

【after】整備状況(令和5年11月)

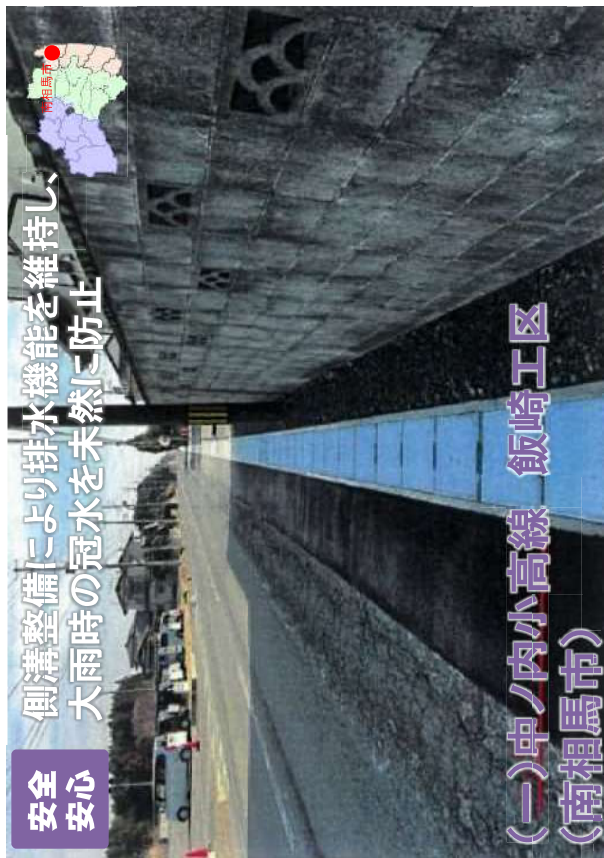


歩道を整備し、
歩行者の安全を確保

安全な
通行確保

【効果】歩道整備により、通学児童の安全・安心な通行を確保。





【令和5年3月完成】

【課題】
土側溝による土砂の堆積
整備前

土側溝による土砂の堆積



側溝の破損



【効果】大雨時の冠水リスクを低減。

【課題】

- 土側溝による土砂堆積
- 側溝の破損

【事業内容】

- U型側溝・コンクリート蓋 設置

排水機能の維持・改善による
大雨時の冠水リスクを低減



【after】令和4年度 復旧事業完了

【before】被災直後 平成23年東日本大震災



河口部堤防の役割

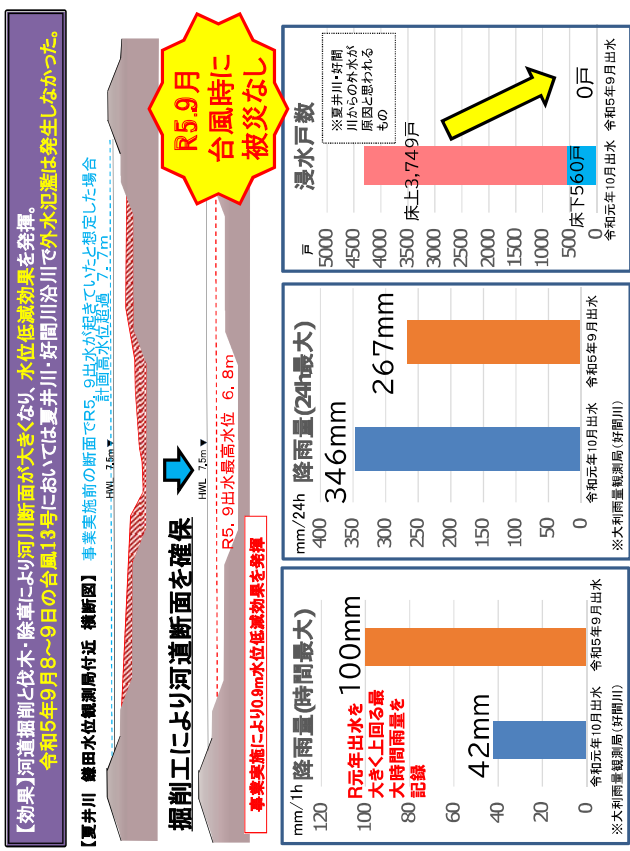
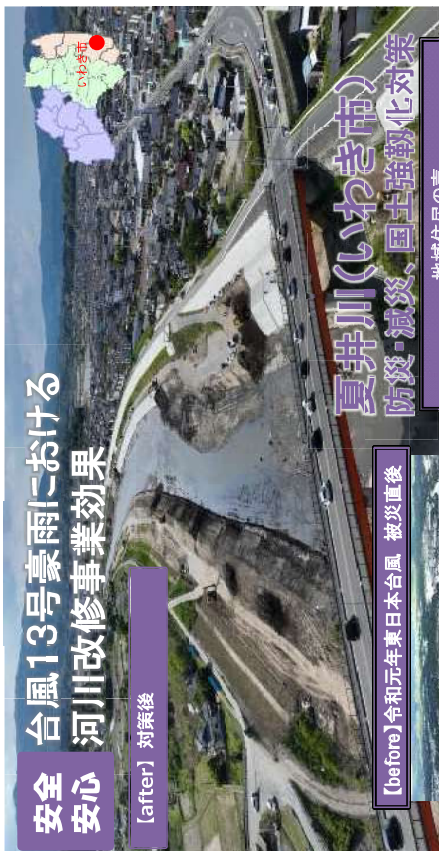
■発生頻度の高い津波・高潮に対する安全性を確保
■想定以上の巨大な津波が来た場合でも、粘り強い構造により背後地の被害を軽減

【効果】背後地域住民の安全・安心を確保！

■堤防の嵩上げにより、津波の河川遡上による浸水被害の軽減が図られ、沿岸域住民の安全・安心が確保されました。
■同時に、背後の産業用地を守ることで、復興を後押しします。

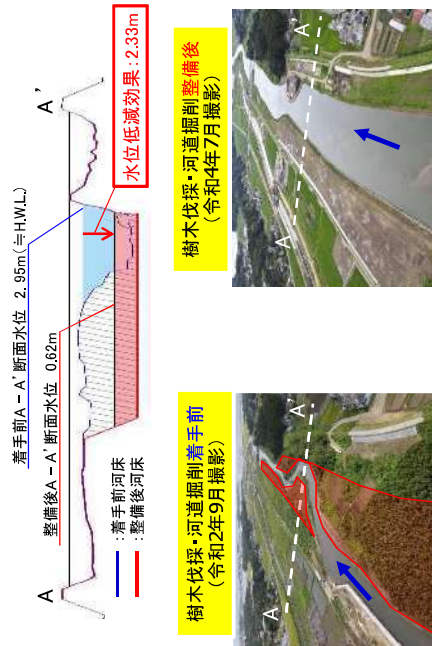


出典：新地町復興整備計画



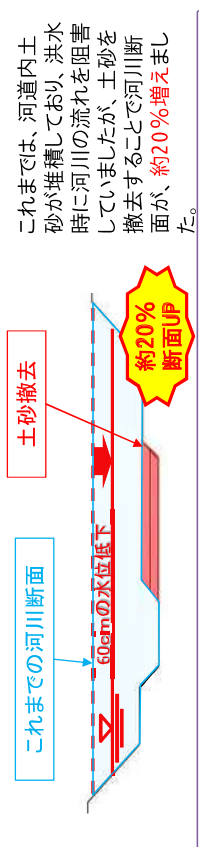
【効果】河道掘削及伐木・除草により河川断面が大きくなり、水位低減効果を発揮。令和5年9月8～9日の台風13号においては宇多川・小泉川沿川で外水氾濫は発生しなかった。

北飯沼地区の河道掘削が完了している区間において、R5年9月発生台風13号(9/8～9/9)の雨量・水位を基に事業効果を検証した結果、**約2.3mの水位低減効果**が確認できた。





【効果】河道掘削と伐木・除草により河川断面が大きくなり、水位低減効果を発揮。
R6年に発生している台風や豪雨でも藤原川沿川で外水氾濫は発生しなかった。

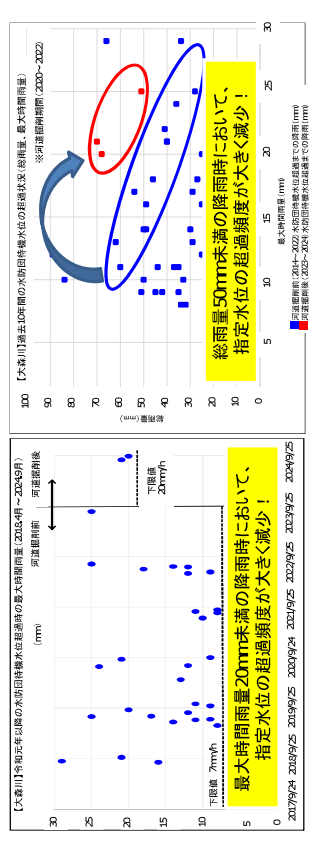


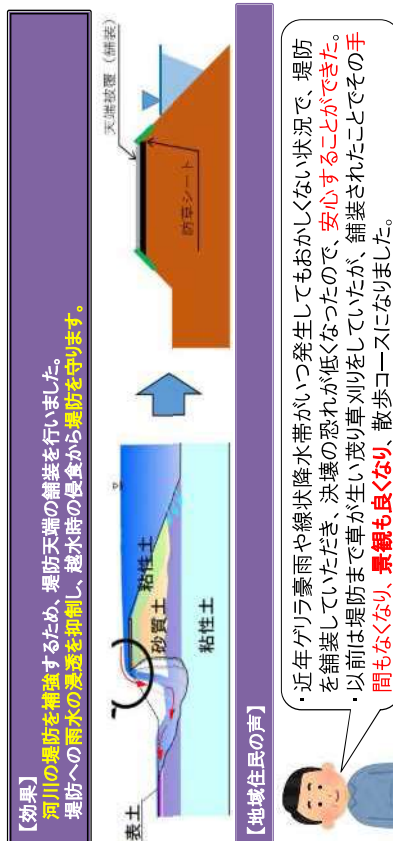
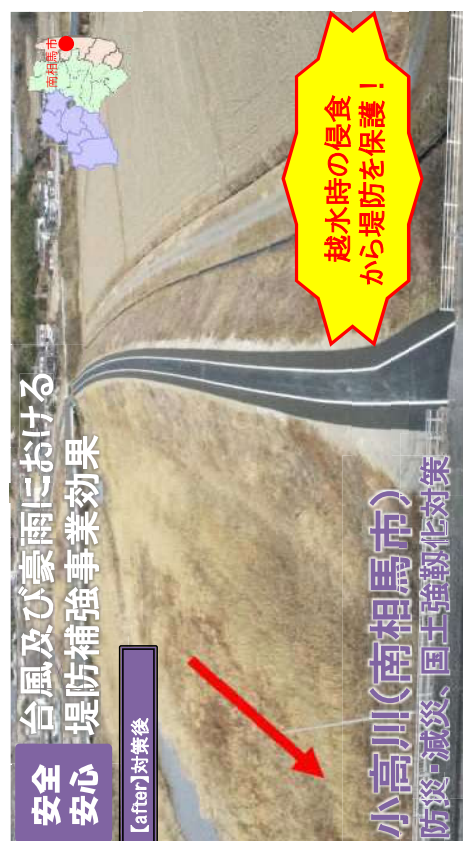
【地域住民の声】
 ・近年ゲリラ豪雨や線状降水帯がいつ発生してもおかしくない状況だったため、土砂の掘削や草刈りをしていただき**少し安心**することができた。
 ・以前は堤防まで草が生い茂っていたが、**景観も良くなり**、散歩コースになりました。



【効果】
 ・河道掘削及び伐木・除草により河川断面が大きくなり、出水時の水位低減効果を発揮。
 ・対策後においては大森川での出水による水位上昇の頻度が大きく減少した。

大森川の河道掘削実施後、雨量・水位を基に事業効果を検証した結果、**水防団待機水位の超過頻度が大きく減少**していることが確認できた。
 【水防団待機時の雨量下限値 河道掘削前：7mm/h 河道掘削後：20mm/h】





安全

安心

台風13号豪雨における

ダム

の洪水調節機能

小玉ダム、木戸ダム

防犯状況

小玉ダム(いわき市)

木戸ダム(檜葉町)

【before】平常時(令和5年8月17日)

木戸ダム

8/17 11:00 EL.176.6m

【after】洪水時(令和5年9月9日)

木戸ダム

9/9 9:00 EL.83.95m

地域住民の声

水位があまり上がらな

かったので、安心して

いられた。

(地域住民)

河川水位の上昇を低減

ダムが無い場合の水深 約1.54m
 ↓約34cm低下!
 ダムによる洪水調整した水位 約1.20m

安全

安心

土砂災害から命や財産を守り、

地域の安全・安心を確保

【after】対策済(法枠工)

保全入家

R5.9月

台風時に

被災なし

駒谷(いわき市内郷地区)

【効果】令和5年9月の台風13号による豪雨でも、対策工を実施していた地区においては、土砂災害を未然に防ぐことができた。

【未対策】台風13号による豪雨によりいわき市の内郷・常磐地区を中心に多数の土砂災害が発生。

台風13号に伴う土砂災害発生箇所位置図(いわき市)

【凡例】

被災箇所(人家被害有り)

被災箇所(人家被害無し)

未対策

(平太朗)いわき市内郷宮町

法面前落状況

未対策

(山ノ神)いわき市常磐湯本町

法面前落状況

299

53

54

安全

安心

土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保

【after】対策後

R5.9月

台風時に

被災なし

東八川

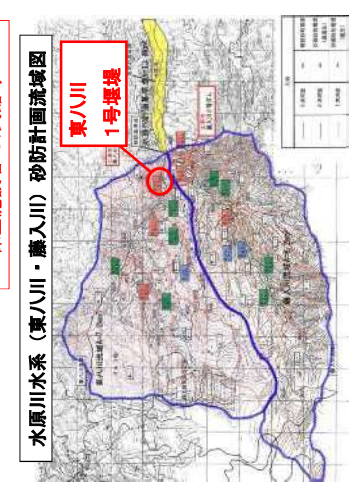
砂防堰堤(福島市)



保全対象

- ・(主)土湯温泉線
- ・人家戸数: 166戸
- ・保全施設名: 公民館等

【効果】令和5年9月の豪雨災害による被害なし。



令和5年9月の豪雨災害において、砂防堰堤より上流は荒廃や河岸浸食がみられたが、砂防堰堤より下流では被害がなかった。

安全

安心

土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保！

飯根沢砂防堰堤(西会津町)

【before】被災前(平成29年5月撮影)

堰堤側面より撮影

【after】堆積状況(令和4年8月)

堰堤側面より撮影

堰堤止流側より撮影

平成27年8月には、大規模な土石流が発生。下流の人家に甚大な被害をもたらした

下流保全人家

R4.8の豪雨災害時の堆砂位置

堰堤上流側より撮影

砂防堰堤整備により、下流への土砂流出はなく、被害ゼロ！

【効果】令和4年8月の豪雨災害による被害なし！

稲荷峠観測所

降雨量

平成27年

8月1～4日

354mm

寺内観測所*

降雨量

令和4年

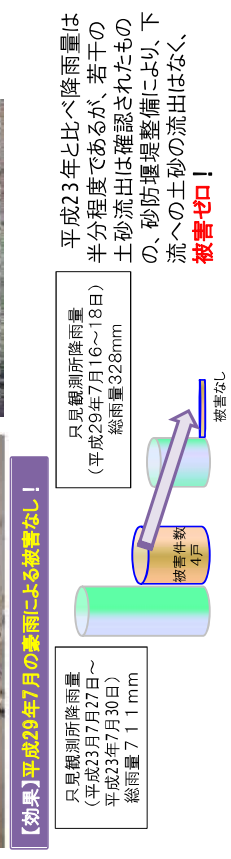
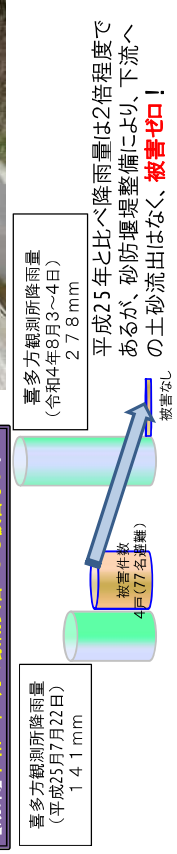
8月3～4日

268mm

被害甚大

被害なし

※稲荷峠観測所は平成21年で廃止となったため、近隣の寺内観測所を採用



60

60

安全安心

令和4年3月発生
の福島県沖地震
における
橋梁の耐震補強
対策の効果

福島市

上名倉飯坂伊達線
医王寺橋(福島市)

【対策内容】落橋橋脚の倒壊等を防ぐため、橋台の桁受部の拡幅及び橋脚の補強(コンクリート巻き立て)を実施(令和3年3月完了)

令和4年3月地震による被害はなく、橋梁の機能を確保

《対策未実施の場合》

〇前震補強未実施の場合は、大規模地震発生時に落橋や橋脚の倒壊が発生する場合があります。

《対策状況》

落橋を防止

橋台の桁受け部の拡幅

橋脚の補強(コンクリート巻き立て)

震度6弱の地震後でも、落橋・橋脚倒壊、路面の段差など通行不能となるような被害は無く、橋梁の機能を確保することができました。

【効果】耐震性能の強化により、大規模地震後においても円滑な交通機能の確保が可能

地震後の通行状況(R4.3)

地震後においても通行止めを行うことなく、円滑な交通機能を確保することができました。

安全安心

令和4年3月発生
の福島県沖地震
における
漁港の機能強化
対策済み岸壁の
効果

福島市

松川浦漁港 原釜地区
原釜泊き施設(魚市場)

地震・津波対策施設【3.0m岸壁】

【整備内容】岸壁の地震・津波対策として、グラウンドアンカーを増設

【対策済み岸壁】令和4年3月地震による岸壁本体の被害なし

《対策未実施箇所》

岸壁本体の被災が発生

岸壁の傾き、法線のずれ

〇地震によって傾きなどの被害が発生し、長期利用ができなくなった箇所もあります。

《対策実施箇所》

岸壁本体の被災なし

アンカー施工箇所

段差すり付け(応急措置)

〇震度6強の地震後でも岸壁本体には変状がなく、簡易的な応急措置で、漁業活動が可能となりました。

【効果】漁港施設機能の強化により、早期の操業再開が可能に

水揚げをする岸壁が使用可能だったの
で、地震から6日後の3月22日には、
操業を再開することができました。

地震後の様子

地震後に対隣済みの岸壁で水揚げ

河川事業

浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る

【after】対策後

河川断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

【before】対策前

河川の断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川の断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川の断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川の断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川の断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

安全安心

浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る

【after】整備状況

河川断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

【before】被災状況(令和元年10月)

河川の断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川の断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川の断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川の断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

河川の断面が狭くなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

工事で溜まった土砂を取り除いてもらったことで、安全性が増し、以前より**安心して生活**できる。これまで、草木が生えて鬱蒼としていたが、川の姿が見えて、より親しみが持てるようになった。

壊れた堤防は補強され復旧が終わり、安心していきます。



安全
安心

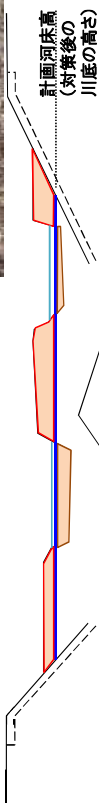
【after】対策後

浸水被害から地域住民の
安全・安心な暮らしを守る

【before】対策前

河道掘削
完了箇所

湯川(会津若松市)
防災・減災、国土強靱化対策



深掘れしている川底の凸凹を整える(河床整正)ことで、
洪水を流す能力が上がります。

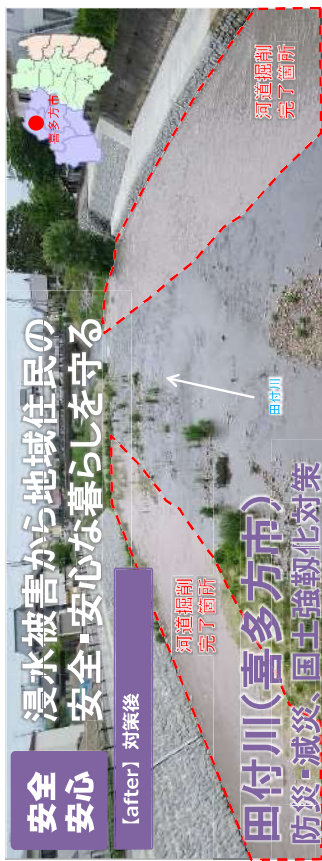
【効果】河床整正とダムの洪水調整により河川の水位を低下(令和元年東日本台風)



ダムの洪水調整により約1.0m
河道掘削の効果により約0.3m
合計約1.3m水位低下
⇒ 浸水被害なし

【地域住民の声】

- ・住宅側に石を並べてもらったおかげで浸食されないので安心できるよ。
- ・景観も良くなり、河川に親しみが持てるようになりました。
- ・工事の後は散歩や遊んでいいる人が増えました。
- ・台風が来ても大きな被害がなく良かった。



安全
安心

【after】対策後

浸水被害から地域住民の
安全・安心な暮らしを守る

田付川(喜多市)
防災・減災、国土強靱化対策

【before】対策前



【効果】河川断面が大きくなり、氾濫防止や被害軽減に期待



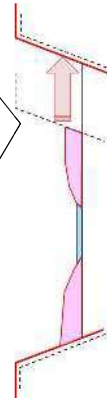
R4.8月
豪雨時に
被災なし

※連続雨量270mm
(R4.8.3喜多市観測所)

【地域住民の声】

護岸が綺麗に整備されたので、
大雨が降っても、前より安心で
きるようになった。
(地元行政区長さんの声)

川幅を広げ、また、河川内の土砂を撤去
したことで、安全に洪水を流すことができる
ようになりました。



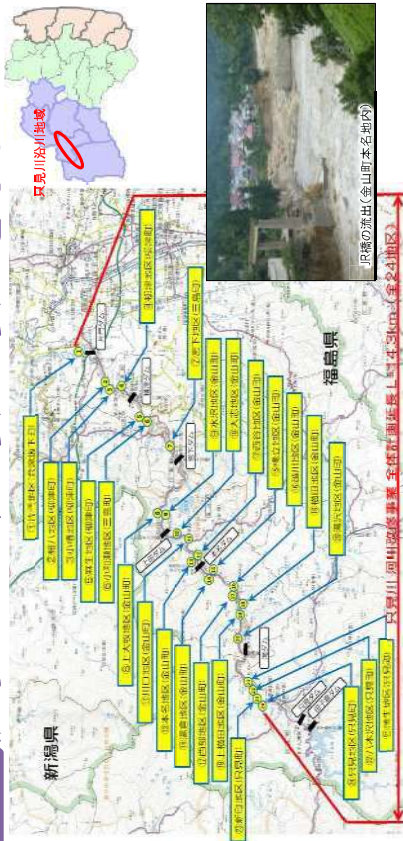
【Topic】景観に配慮した護岸を整備



観光客が多く訪れるエリアであるた
め、石構ブロックを採用し、魅力的な
河川景観を創出しました。

安全
安心

平成23年7月新潟・福島豪雨からの復旧 洪水から地域の安全・安心を守る



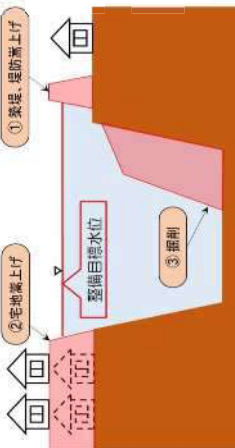
只見川河川改修（只見川沿川地域）

平成23年7月新潟・福島豪雨

平成23年7月27日から30日にかけて福島県会津を中心に記録的な大雨となりました。特に、28日から30日にかけて前線が停滞し、会津西部に位置する只見町の観測所では、4日間の総降水量が711.5mmに達し、只見川（只見町～会津坂下町）では堤防等が決壊し家屋が浸水するなど、甚大な被害が発生しました。

【只見川河川改修事業】洪水から地域の安全・安心を守る！

＜只見川沿川24地区において河川改修事業を実施中＞
・土地の高さが低い土地において、浸水被害を防ぐために「①築堤、堤防嵩上げ」や「②宅地嵩上げ」を行います。
・河川の水位を下げるために川幅を広げる「③河道掘削」を行います。



【before】整備前



【after】整備後



湯田地区（湯田沢）（金山町）
R2年度から築堤工に着手し、R4年度に完成

安全
安心

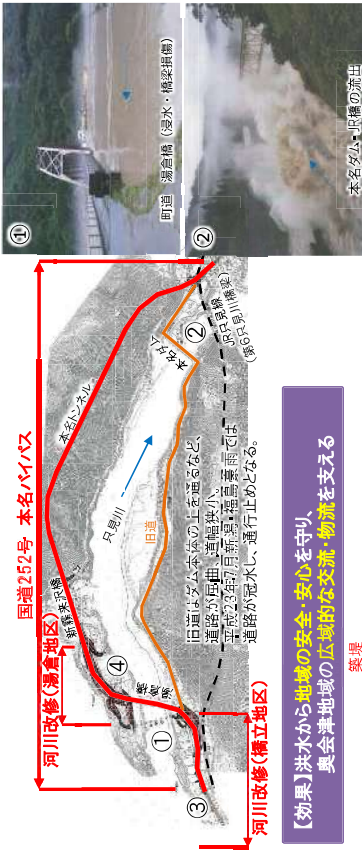
河川改修と道路整備による 安全・安心の確保と奥会津地域の地域振興



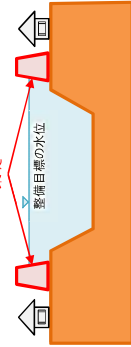
只見川河川改修、 国道252号本名バイパス（金山町）

整備概要

平成23年7月新潟・福島豪雨



【効果】洪水から地域の安全・安心を守り、
奥会津地域の広域的な交流・物流を支える



当地域は、付近に代替路線がないことから、**築堤により洪水被害を軽減**するとともに、トンネル等の**バイパス整備**により安全で円滑な通行が確保され、奥会津地域が魅力ある地域としてさらに発展していくことが期待されます。



安全 安心

道路整備により
安全な通行と地域間交流・物流を支える

郡山湖南線 三森工区(郡山市)
【令和9年7月完成】

【before】整備前

幅員狭小・線形不良
至 郡山市街地

【after】完成後(令和3年)

至 郡山市街地

三森工区 全体延長 L=6.22m

猪苗代湖(郡山市御牧町)
至 猪苗代町

旧道部 全体延長 L=1.270m

26分短縮

旧道部を通行 L=10.41mを時速17km/hで約36分
バイパスを通行 L=6.61mを時速40km/hで約10分

バイパス整備により安全で円滑な通行を確保され、また、猪苗代湖や布引高原などの観光地へのアクセス性も向上し、観光振興にも貢献することが期待されます。

布引高原(郡山市観光協会より)
至 猪苗代町

郡山土地建設地図より

安全 安心

洪水被害から地域住民の
安全・安心な暮らしを守る

逢瀬川河川改修、
大窪橋(荒井郡山線)架け替え(郡山市)

【before】被災直後(令和元年東日本台風)

味田橋 出洪水時
逢瀬川

【after】整備状況(令和4年度)

河川改修状況(味田橋～飯田橋)
味田橋 逢瀬川 大窪橋

逢瀬川では、現在、甚大な被害を受けた昭和61年8月台風第10号の時と同規模の降雨となった場合も、洪水による浸水被害を解消できるよう、築堤護岸等の整備を進めています。

【整備】河川改修と合わせて、大窪橋を架け替える道路改良を実施し、道路の混雑を緩和します！

整備前 うねめ通りとの交差点部
至 郡山
至 旧大久保橋
複雑な交差点で渋滞が頻発

大窪橋 旧大窪橋
うねめ通り
田園道4号
東部幹線
(中)荒井郡山線

複雑な交差点が解消され道路混雑が緩和しました！

安全

安心

広域的な防災拠点としての役割を担う「道の駅」

道の駅「猪苗代」

【防災道の駅】令和3年6月11日選定

【効果】大規模災害時に、道の駅を広域的な防災拠点として活用

道の駅「猪苗代」は、令和3年6月11日に国土交通省より「防災道の駅」に選定されました。大規模災害時の派遣部隊等による復旧・復興活動の基地となる広域的な防災活動拠点として、その機能強化を図ります。

防災機能の更なる強化

建物の耐震化・無停電化、貯水タンク、防災トイレ、防災倉庫、ヘリポート等の機能を完備しており、今後も更なる機能の強化を進めてまいります。

▼防災倉庫

▼簡易トイレ(防災倉庫格納)

▼災害時の緊急輸送用ヘリポート

73

安全

安心

ダム再開発により、洪水から地域を守る！

千五沢ダム(石川町)

令和6年3月 再開発事業完了

【before】被災直後(昭和41年9月洪水)

昭和41年9月洪水による浸水状況

【after】整備状況(令和6年1月)(試験湛水の洪水時最高水位)

【効果】ダムに洪水調節機能を付加することにより、石川町市街地の洪水被害を軽減し、沿川住民の安全・安心を確保

洪水被害の軽減効果

(昭和41年9月洪水による試算結果)

約1,170戸(想定)の被害が軽減し、沿川住民の安全・安心が確保されます。

千五沢ダム再開発事業により、既存の洪水吐を改善し、ダムに洪水調節機能を付加。

昭和50年にかんがい専用ダムとして整備。洪水調節機能がないため、度々洪水被害が発生。

74

309



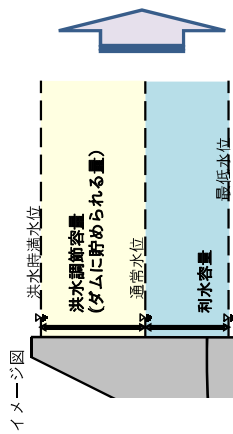
安全
安心

ダム の 事前放流により洪水調節機能を強化

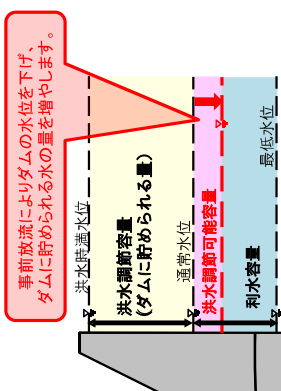
堀川・東山・目中・田島・高柴・四時・真野・木戸・小玉・こまちダム・千五沢ダム

【before】通常の洪水調節容量

【after】事前放流実施による確保容量



イメージ図



事前放流によりダムの水位を下げ、ダムに貯められる水の量を増やします。

事前放流とは、

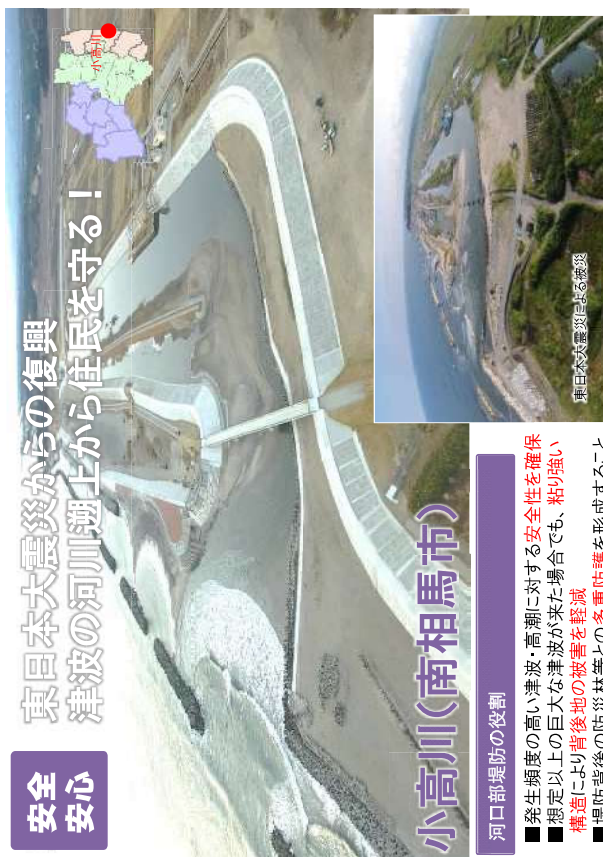
大雨が予想される場合、利水容量の一部をあらかじめ放流し、貯水位を低下させることで、水害対策に使える容量（洪水調節容量）を増やします。

【効果】事前放流により、ダム下流河川の浸水被害の軽減し、地域住民の安全・安心を確保！

【ダムの洪水調節機能強化に向けた体制構築】

一級水系である阿賀野川・阿武隈川水系の5ダムと、二級水系の6ダムにおいて、事前放流を可能とする治水協定を締結しています。

近年の頻発化・激甚化する水災害への備えとして、これまで確保していた洪水調節容量に加えて、新たに利水容量の一部を水害対策に使える容量として確保すること、**ダムの洪水調節機能を強化し、出水時にダム下流河川の浸水被害軽減を図ります。**



安全
安心

東日本大震災からの復興
津波の河川遡上から住民を守る！

小高川(南相馬市)

河口部堤防の役割

- 発生頻度の高い津波・高潮に対する**安全性を確保**
- 想定以上の巨大な津波が来た場合でも、**粘り強い構造**により**背後地の被害を軽減**
- 堤防背後の防災林等との**多重防護**を形成することにより、総合的な防護ラインとなる

【効果】沿岸域住民の**安全・安心**を確保！背後地で**営農再開や復興拠点施設が整備**！

- 津波の河川遡上による浸水被害の軽減が図られ、沿岸域住民の安全・安心が確保されました。
- 復興拠点施設**「小高交流センター」や**商業施設**「小高ストア」が整備され、令和3年12月には小高病院跡地に新たな**小高診療所が開所**、さらには、堤防背後の農地で**ほ場整備が進められ、営農再開に向けた取組が進められる**など、着実に復興が進んでいます。



復興拠点施設 小高交流センター(出典:南相馬市HP)



商業施設「小高ストア」(出典:南相馬市HP)



出典:南相馬市復興推進事業報告(5.3月)

安全
安心

津波浸水の軽減を図り、沿岸域の水産利用や新たな産業を後押し



南右田地区海岸、鳥崎地区海岸、鳥崎地区海岸（南相馬市）

海岸堤防の役割

- 数十年～百数十年の頻度で発生する津波に対して、『**海岸堤防の嵩上げ**』を行い、安全性を確保
- 想定以上の巨大な津波が来た場合でも、堤防背後の防災林や道路など組合せた**多重防御**による減災対策のため、『**粘り強い構造**』で整備を実施



【効果】背後地の安全・安心を確保し、復興を後押し！

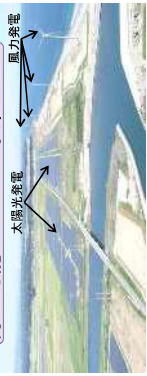
海岸堤防の復旧により、津波・高潮被害の軽減が図られ、背後地の真野川漁港や新たに整備された太陽光・風力発電施設の安全・安心を確保するとともに、水産業の復興や再生可能エネルギー事業を後押しします。

地域産業である水産業の復興



真野川漁港で開催された「かしまみなとまつり2017」の様子

再生可能エネルギー事業の立地



南右田地区海岸沿岸に整備された太陽光・風力発電施設

安全
安心

東日本大震災において
救難救助の拠点として活用



福島空港（須賀川市、玉川村）

【効果1】震災時、帰宅困難者のターミナルに
定期便に加え臨時便を運航し、帰宅困難者の
ターミナルとなった。

【効果2】緊急医療の拠点として機能
DMAT（災害派遣医療チーム）の活動基地、
緊急物資の輸送拠点となった。



県内で必要とする食料全体の
約3分の2は福島空港を經由
し、県内各地の避難所等へ届
けられました。



緊急要日からDMAT活動開始
緊急物資の積み替え

・JRや高速道路などアク
セスが難しいなか、県外へ
避難出来てよかった。
・仙台空港が使用できな
いなか、福島空港から他
空港への移動ができて助
かった。



路線	臨時便 運航期間	臨時便 便数・搭乗者数	定期便 便数・搭乗者数	搭乗者数 合計
札幌	3月12日～24日	76便 3,377人	80便 5,052人	8,429人
大阪	3月12日～31日	48便 3,734人	120便 3,647人	7,381人
羽田	3月13日～4月10日	104便 11,022人	—	11,022人
名古屋	3月13日～31日	62便 2,343人	—	2,343人
合計		290便 20,476人	200便 8,699人	29,175人



【before】被災直後(昭和61年8月)



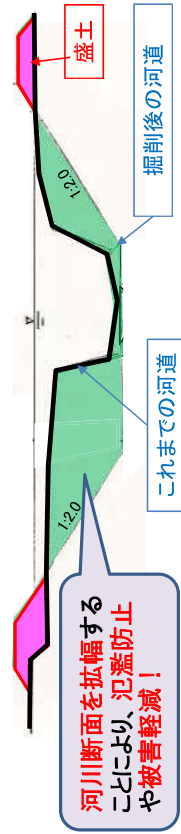
【after】整備状況(令和3年度)



軍川の合流付近の河川改修工事(令和4年3月)

【効果】河川改修により安心・安全の確保

現在、甚大な被害を受けた昭和61年8月台風第10号と同規模の降雨となった場合でも、洪水による浸水被害を解消できるよう、河道の拡幅や護岸等の整備を進めています。



【before】対策前(令和5年7月)



【after】対策後(令和6年3月)



対策内容

河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**することにより、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全 安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿武隈川水系 広瀬川(伊達市)

【before】対策前(令和5年7月)



【after】対策後(令和6年3月)



対策内容

河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**することにより、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全安心 防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿武隈川水系 油井川（二本松市）

【before】対策前（令和5年8月）



掘削量
約1,270m³

【after】対策後（令和6年1月）



対策内容

河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することに
より、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全安心 防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿武隈川水系 逢瀬川（郡山市）

【before】対策前（令和5年8月）



掘削量
約6,500m³

【after】対策後（令和6年2月）



対策内容

河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することに
より、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全安心 防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿武隈川水系 牧野川（田村市）

【before】対策前（令和5年9月）



掘削量
約4,710m³

【after】対策後（令和5年12月）



対策内容

河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することに
より、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全安心 防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿武隈川水系 釈迦堂川（天栄村）

【before】対策前（令和5年8月）



掘削量
約5,000m³

【after】対策後（令和6年2月）



対策内容

河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することに
より、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全安心 防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿武隈川水系 北須川（平田村）

【before】対策前（令和5年9月）



掘削量
約3,100m³

【after】対策後（令和5年11月）



対策内容 河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することに
より、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全安心 防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

久慈川水系 久慈川（棚倉町）

【before】対策前（令和5年7月）



掘削量
約14,710m³

【after】対策後（令和6年2月）



対策内容 河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することに
より、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全安心 防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿武隈川水系 外面川（白河市）

【before】対策前（令和5年8月）



掘削量
約3,120m³

【after】対策後（令和6年2月）



対策内容 河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することに
より、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全安心 防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿賀野川水系 宮川（会津美里町）

【before】対策前（令和5年7月）



掘削量
約12,560m³

【after】対策後（令和6年3月）



対策内容 河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することに
より、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿賀野川水系 見沢川（昭和村）

【before】対策前（令和5年11月）

掘削量
約620m³

【after】対策後（令和6年3月）

掘削量
約620m³

対策内容

河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することにより、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

伊南川水系 鋸岩川（南会津町）

【before】対策前（令和5年6月）

掘削量
約5,940m³

【after】対策後（令和6年3月）

掘削量
約5,940m³

対策内容

河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することにより、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿賀野川水系 田付川（喜多方市）

【before】対策前（令和5年7月）

掘削量
約4,730m³

【after】対策後（令和6年3月）

掘削量
約4,730m³

対策内容

河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することにより、洪水被害の発生リスクを低減させました。また、堤防の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

安全安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

伊南川水系 伊南川（桧枝岐村）

【before】対策前（令和5年8月）

掘削量
約16,160m³

【after】対策後（令和5年12月）

掘削量
約16,160m³

対策内容

河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することにより、洪水被害の発生リスクを低減させました。

315

85

86

安全安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

新田川水系 新田川（南相馬市）

【before】対策前（令和5年7月）

掘削量
約38,000m³

【after】対策後（令和6年3月）

対策内容

河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することにより、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

藤原川水系 矢田川（いわき市）

【before】対策前（令和5年9月）

掘削量
約1,020m³

【after】対策後（令和6年3月）

対策内容

河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することにより、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

北迫川水系 北迫川（広野町）

【before】対策前（令和5年5月）

掘削量
約2,600m³

【after】対策後（令和6年3月）

対策内容

河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することにより、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

鮫川水系 鮫川（いわき市）

【before】対策前（令和5年6月）

掘削量
約26,270m³

【after】対策後（令和6年3月）

対策内容

河道に堆砂した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することにより、洪水被害の発生リスクを低減させました。

316

87

88

生活
の質

街路整備により伊達市梁川町の
中心市街地の活性化に貢献

第36回全国街路事業コンクールにおいて、優秀賞を受賞！
(全国街路事業促進協議会主催)

都市計画道路 中央線外1線(伊達市)

【令和5年3月完成】

「はちの沢やながえまの山」の地蔵(国149)

【如果】伊達市梁川町中心市街地の賑わい創出

整備内容

【伊予新聞】2013年3月27日掲載

【効果】伊予市梁川町中心市街地の賑わい創出

○伊予市梁川町を訪れる観光入込客数は、R2に
エナジーの影響を受け落ち込んだが、近年では
増加傾向にある。

○中央線の開通に伴い、新たなシンボルロードとして
イベント開催の賑わい創出に寄与している。

○今後とも中心市街地の賑わい創出に寄与していく。

伊予市梁川町観光入込客数の推移

800 900 1000 1100 1200 1300 1400 1500 1600 1700 1800 1900 2000 2100 2200 2300 2400 2500 2600 2700 2800 2900 3000 3100 3200 3300 3400 3500 3600 3700 3800 3900 4000 4100 4200 4300 4400 4500 4600 4700 4800 4900 5000 5100 5200 5300 5400 5500 5600 5700 5800 5900 6000 6100 6200 6300 6400 6500 6600 6700 6800 6900 7000 7100 7200 7300 7400 7500 7600 7700 7800 7900 8000 8100 8200 8300 8400 8500 8600 8700 8800 8900 9000 9100 9200 9300 9400 9500 9600 9700 9800 9900 10000 10100 10200 10300 10400 10500 10600 10700 10800 10900 11000 11100 11200 11300 11400 11500 11600 11700 11800 11900 12000 12100 12200 12300 12400 12500 12600 12700 12800 12900 13000 13100 13200 13300 13400 13500 13600 13700 13800 13900 14000 14100 14200 14300 14400 14500 14600 14700 14800 14900 15000 15100 15200 15300 15400 15500 15600 15700 15800 15900 16000 16100 16200 16300 16400 16500 16600 16700 16800 16900 17000 17100 17200 17300 17400 17500 17600 17700 17800 17900 18000 18100 18200 18300 18400 18500 18600 18700 18800 18900 19000 19100 19200 19300 19400 19500 19600 19700 19800 19900 20000 20100 20200 20300 20400 20500 20600 20700 20800 20900 21000 21100 21200 21300 21400 21500 21600 21700 21800 21900 22000 22100 22200 22300 22400 22500 22600 22700 22800 22900 23000 23100 23200 23300 23400 23500 23600 23700 23800 23900 24000 24100 24200 24300 24400 24500 24600 24700 24800 24900 25000 25100 25200 25300 25400 25500 25600 25700 25800 25900 26000 26100 26200 26300 26400 26500 26600 26700 26800 26900 27000 27100 27200 27300 27400 27500 27600 27700 27800 27900 28000 28100 28200 28300 28400 28500 28600 28700 28800 28900 29000 29100 29200 29300 29400 29500 29600 29700 29800 29900 30000 30100 30200 30300 30400 30500 30600 30700 30800 30900 31000 31100 31200 31300 31400 31500 31600 31700 31800 31900 32000 32100 32200 32300 32400 32500 32600 32700 32800 32900 33000 33100 33200 33300 33400 33500 33600 33700 33800 33900 34000 34100 34200 34300 34400 34500 34600 34700 34800 34900 35000 35100 35200 35300 35400 35500 35600 35700 35800 35900 36000 36100 36200 36300 36400 36500 36600 36700 36800 36900 37000 37100 37200 37300 37400 37500 37600 37700 37800 37900 38000 38100 38200 38300 38400 38500 38600 38700 38800 38900 39000 39100 39200 39300 39400 39500 39600 39700 39800 39900 40000 40100 40200 40300 40400 40500 40600 40700 40800 40900 41000 41100 41200 41300 41400 41500 41600 41700 41800 41900 42000 42100 42200 42300 42400 42500 42600 42700 42800 42900 43000 43100 43200 43300 43400 43500 43600 43700 43800 43900 44000 44100 44200 44300 44400 44500 44600 44700 44800 44900 45000 45100 45200 45300 45400 45500 45600 45700 45800 45900 46000 46100 46200 46300 46400 46500 46600 46700 46800 46900 47000 47100 47200 47300 47400 47500 47600 47700 47800 47900 48000 48100 48200 48300 48400 48500 48600 48700 48800 48900 49000 49100 49200 49300 49400 49500 49600 49700 49800 49900 50000 50100 50200 50300 50400 50500 50600 50700 50800 50900 51000 51100 51200 51300 51400 51500 51600 51700 51800 51900 52000 52100 52200 52300 52400 52500 52600 52700 52800 52900 53000 53100 53200 53300 53400 53500 53600 53700 53800 53900 54000 54100 54200 54300 54400 54500 54600 54700 54800 54900 55000 55100 55200 55300 55400 55500 55600 55700 55800 55900 56000 56100 56200 56300 56400 56500 56600 56700 56800 56900 57000 57100 57200 57300 57400 57500 57600 57700 57800 57900 58000 58100 58200 58300 58400 58500 58600 58700 58800 58900 59000 59100 59200 59300 59400 59500 59600 59700 59800 59900 60000 60100 60200 60300 60400 60500 60600 60700 60800 60900 61000 61100 61200 61300 61400 61500 61600 61700 61800 61900 62000 62100 62200 62300 62400 62500 62600 62700 62800 62900 63000 63100 63200 63300 63400 63500 63600 63700 63800 63900 64000 64100 64200 64300 64400 64500 64600 64700 64800 64900 65000 65100 65200 65300 65400 65500 65600 65700 65800 65900 66000 66100 66200 66300 66400 66500 66600 66700 66800 66900 67000 67100 67200 67300 67400 67500 67600 67700 67800 67900

出典：福岡県観光客入込状況（福岡県観光交流課）

増加傾向

年度	観光客入込状況 (千人)
H30	~650
R1	~450
R2	~150
R3	~250
R4	~400

コナラ橋前

整備延長 L=0.6km

中央線 L=0.5km

大町北新井線 L=0.1km

阿武隈急行

やなぐわ希望の森公園駅前

まちの駅やなぐわ

古瀬川

福岡県観光客入込状況（福岡県観光交流課）

【企画調整協議会委員による福岡県観光客入込状況の検討】

【効果②】地域と連携した「おもてなし」活動

これまでも棚倉町観光協会花園支部の皆さんが、仮設トイレの設置や交通整理、お茶出しなど、訪れる観光客などへ心温まるおもてなしと、周辺の美化活動を行ってました。

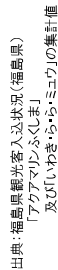
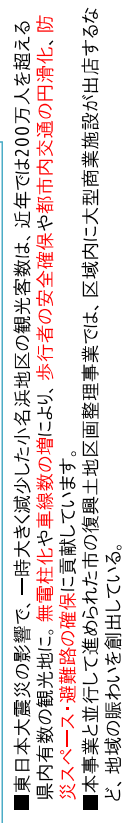
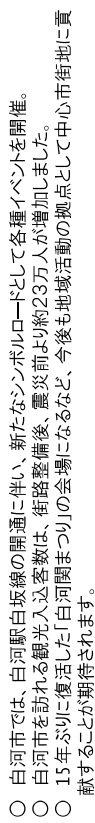
この「花園さくらパーク」の完成を機に、棚倉町観光協会花園支部、棚倉町、福島県の三者で「つつしまの道・サポート制度」に関する合意書を締結し、協力して周辺の美化活動等に取り組んでいます。

【棚倉町観光協会の方の声】

「駐車スペースがきれいになり、休憩所も整備されてよかったです。さくらパークの整備により、棚倉を訪れる方々が一層増えることを期待したい」

地域の皆さまが協力してくれた
おもしろい活動
会津産業創造局
うつくしまの道・サポート制度







【効果】蔵庭を活用したイベント開催など、喜多方中心市街地の活性化により観光客が増加傾向！

- ふれあい通りは、喜多方駅から喜多方市の中心部に向かって最も近い商店街であるとともに、人気のラーメン屋等が軒を連ねる入口ともなっていますが、駅からの案内や休憩所がなく、いかにまちをつないでいくかが課題でした。
- そこで、観光客が街中を回遊しながら休憩できる休憩施設として「蔵庭(ポケットパーク)」を整備し、市の中心商業地である「ふれあい通り」の活性化を図りました。
- 地域住民の方が蔵庭に相乗するなど魅力的な空間を創出するとともに、蔵庭を使って様々なイベントを開催し観光客をもてなすなど、地域づくりの活性化と観光振興に貢献しています。

喜多方の風土を活かした蔵庭(ポケットパーク)を道路脇に整備



【効果1】20万人を超える有名観光地の玄関口の整備により、温泉街の魅力がアップ！

- 足湯につかりながら、周囲の山々の景色を眺められる癒しの空間として、温泉街の新たなシンボルとなっています。特に、夜間はライトアップにより幻想的な空間を創り上げ、温泉街を訪れた観光客をもてなしています。



【効果2】ポケットパークの整備をきっかけに、地元住民による地域づくりが活性化！

- ポケットパークのリニューアルをきっかけに、地域住民の皆さんが季節の花々を植栽したり清掃を行うなど、温泉街における地域づくりが活性化しています。



生活の質

健康増進や癒し、豊かな暮らしを提供します！

福岡県
福岡市

市内から徒歩5分の市国史館がある
自然の宝庫と水辺の楽園

特にツクシメー那のレガシー・エッセンス
の想いで創りだされています
※ 緑の広場。

あづま総合運動公園(福岡市)

「健康」みんなが逢える場所として、健康増進や癒しを提供

オリピックレガシーの継承～各種展示物やイベントの実施～

●いつ来ても管理が行き届いていて気持ち良いです 子供たち
 ●声もたくさん聞こえます。(女性)
 ●とても良い施設だと思います。子ども大人も楽しめてすば
 しいと思います。(30代女性)
 ●整備が行き届いた球場です こんなところでプレー出来る選手
 達は うれやましすぎる(男性)

最適です。家族でランチもいいです。(男性)

令和3年7月に東京2020オリンピックの、ソフトボールと野球が県営あづま球場で開催されました。

【効果】二酸化炭素の排出量を削減しながら、施設利用者の快適性・生産性を向上

〇福島県ZEBガイドライン

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、建築分野におけるエネルギー消費量や温室効果ガス排出量を削減し、建築物のZEB化を促進することが重要です。
このため、ZEB化に係る目標水準や必要となる技術等をまとめた標記ガイドラインを策定（R4.10）、改定（R6.4）し、県有建築物のZEB化に取り組んでいます。

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを旨とする建築物です

福島県ZEBガイドライン

エネルギー消費量がゼロ！

必要エネルギー

再生エネルギー

省エネルギー

ZEB化で削減エネルギー

= ゼロ

太陽光発電設備

高効率空調設備

LED照明機器

高効率給湯器

自然採光

自然換気（煙突効果）

外壁やサッシの高気密・高断熱

照明設備の明るさ検知制御

再生可能エネルギー

省エネルギー

省エネ・ZEB

100%向上

ガイドラインにおけるZEB化の目標水準

ZEB Ready 以上

※ZEB Ready とは、『ZEB』を目標とした先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率的な省エネルギー設備を備えた建築物のことです

ZEB化した県有建築物



【効果】二酸化炭素の排出量を削減しながら、施設利用者の快適性・生産性を向上

〇ふくしま木造化・木質化建築ガイドライン

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、建築分野における木材利用を促進し、木を伐って、使って、育てるという森林資源の循環利用に繋げることが重要です。

このため、県有建築物の基本構想等の策定段階において、木造化・木質化に係るコスト面、技術面及び性能面での考え方や検討項目をまとめた標記ガイドラインを策定（R6.5）し、中大規模県有建築物の木造化・木質化に取り組んでいます。

※ 木造は、RC造の建築物に比べて建築物の資材調達から解体・廃棄段階でのCO₂排出量が少ないことから、脱炭素社会への貢献が期待できます。

ふくしま木造化・木質化建築ガイドライン

木造化・木質化の考え方

1. 基本計画・木質化

2. 分棟化による木造・木質化

3. 一部に木材を利用する木造化（省構造）・木質化

4. 木質化のみ

木造とRC造の資材調達等におけるCO₂排出量比較

単位：t-CO₂

	500㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	2,500㎡	3,000㎡	
木造	RC造	木造	RC造	木造	RC造	木造	
1階建て	69	241	137	653	206	1,024	275
2階建て	96	538	191	892	287	1,337	330
1階建て	144	538	288	1,076	432	1,613	576
2階建て	144	538	288	1,076	432	1,613	576

木造化・木質化した県有建築物



避難地域への住民帰還の支援 災害公営住宅、福島再生賃貸住宅の県代行整備 (双葉町、大熊町)

【効果】住民の帰還や新規移住を促進し、町の活性化に寄与



双葉町駅西地区全景

双葉町駅西住宅では、入居者同士のコミュニティを醸成するため、住棟の間に路地を効果的に配置するとともに、交差する箇所には、人々が集い交流できる軒下空間を設けています。各住戸には、趣味の場として活用できる土間空間を設けるなど、入居者が生き生きと暮らせる工夫を施しています。最終工区が令和6年5月に完成し、6月に全86戸の入居が始まり、駅西地区のにぎわい創出に寄与しています。



路地を中心に住棟を配置



入居者の交流を生む軒下空間



空室の活用空間



大熊町大川原地区全景

大熊町大川原災害公営住宅では、入居者同士の交流を促進するために歩行者通路や井戸端広場を設けました。また、県内の高校生が県木材協同組合連合会の協力を得て製作・設置したコミュニティベンチを随所に配置したことで、コミュニティ形成のきっかけとなり、入居者の交流促進に寄与しています。また、令和5年度には、大熊町の中心部である下野上地区において新たに福島再生賃貸住宅を50戸整備し、令和6年4月に入居が始まりました。



住棟に囲まれた井戸端広場



自然環境と調和したデザイン

入居者同士の交流が生まれています。



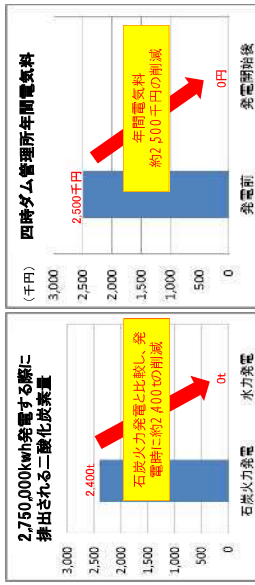
民間活力を活用した既存ダムの 水力発電により環境負荷を低減！



四時ダム(いわき市)

【効果】水力発電により環境負荷(二酸化炭素排出量)を軽減するとともに、ダム管理費を削減

■ESCO事業で水力発電所を整備したことにより、二酸化炭素を排出することなく年間約2,750,000kW h発電することができます。石炭火力発電で発電する場合と比べて、24,000t程度の二酸化炭素排出量を削減することが可能となり、環境負荷の軽減に寄与します。■また、この事業によりダム管理に必要な電気料の削減や、契約終了後は水力発電設備が無償譲渡されることにより赤電収入が得られるなどの効果も期待されます。



発電 1 kW 当たり二酸化炭素排出量
石炭火力発電: 886 g-CO₂/kW h
水力発電: 0 g-CO₂/kW h

四時ダム発電所(全景)

発電所内 横軸フランシス水車



生活の質

原子力災害による避難者の生活の安定とコミュニティの形成を支援

いわき市

診療所

高齢者サポート施設

勿来酒井団地(いわき市)

【平成30年2月完成】

【効果】住民の生活を支える施設+伝統行事の実施＝団地のコミュニティの形成

診療所や高齢者サポート施設など、住民の日常生活を支える施設を整備するとともに、双葉町の伝統行事であるダルマ市を開催可能な中央広場を設け、団地内でダルマ市を実施しました。入居者の方から「新たな交流が生まれた」との喜びの声があり、コミュニティの形成に寄与することができました。

木造(戸建)平屋、2階建	72戸
RC造(集合)3～4階建て	3棟77戸
木造(最上)平屋	2棟10戸

生活の質

県営住宅のリフォームによる長寿命化と居住性の向上

県内各地

before

after

【効果】バリアフリー化や水回りのリフォームにより、入居者の生活の質が向上

内部改善事業は、築35年以上経過した住棟を対象に、基本性能の不足や住戸内の各部位の劣化に対して行う改善手法(居住性向上、福祉対応、長寿命化)です。

県営住宅内部改善事業

【内部改善の主な内容】

- ・バリアフリー化(段差解消、手すり設置等)
- ・給湯設備、ユニットバスの設置
- ・設備配管の更新

診療所・高齢者サポート施設を整備

診療所

高齢者サポート施設

双葉ダルマ市の実施

町内にいた時のダルマ市を思い出して懐かしい気持ちになったよ。

知っている人が多い場所だとほっとするわ。

地域の方々との交流もできて嬉しいね。

住民の声

before

after

【効果】バリアフリー化や水回りのリフォームにより、入居者の生活の質が向上

内部改善の主な内容

- ・バリアフリー化(段差解消、手すり設置等)
- ・給湯設備、ユニットバスの設置
- ・設備配管の更新

県営住宅バリアフリー化率

実績

目標

V-6 土木部スタンダード(行動規準)一覧表

所属名		スタンダード
共通	土木部共通規準	◎私たちは、現場主義を徹底し、県民の視点に立ち、課題解決にしっかりと取り組みます。 ◎私たちは、笑顔でさわやかな対応をこころがけるとともに、丁寧で分かりやすい説明と効果的な広報に努めます。 ◎私たちは、原理・原則を守り、日々の研鑽に努め、適正に事務を執行します。 ◎私たちは、社会の変化を的確に捉え、柔軟な発想を持ち、業務の改善に継続して取り組みます。 ◎私たちは、互いに信頼し、報告・連絡・相談がしやすい風通しのよい職場づくりに努めます。
本庁	土木総室	○洵(まこと)に日に新たに、日に新たに、また日に新たなり ※昨日のことを改めて、今日の行動の正しい方向に修正する。 ※事の本質を十分にわきまえ、反省し、勉強し、進歩し続ける過去を未来の糧とする。【基本理念として掲示】 ○原理原則を遵守し、日々の研鑽に努め、適正に事務を執行します。 ○私たちは、互いに信頼し、報告・連絡・相談がしやすい、風通しのよい職場づくりに努めます。
	企画技術総室	○社会変容への速やかな対応に向けて、私たちは、SPEED(迅速かつ柔軟に)、ACTIVE(進取果敢に)、SPIRIT(元気に明るく)の精神で業務を行います。
	道路総室	○私たちは、安全・安心を最優先に道づくりを進めます。
	河川港湾総室	○私たちは、近年の気候変動に対応するため、様々な課題に果敢に挑戦します。 ○私たちは、ふるさとの復興のため一日も早い社会資本の復旧に努めます。 ○私たちは、空と海の港を通して地域の活力創生を支えます。
	都市総室	○私たちは、「連携」と「スピード」を常に意識して業務に取り組みます。 ○私たちは、ふくしまの将来像をしっかりと見据え、魅力あるまちづくりを進めます。
	建築総室	○私たちは、社会と県民のニーズに的確に応え、地域に根ざした、より良い建築をつくります。 ○私たちは、感謝の気持ちを忘れずに、チームワークを発揮してチャレンジします。
出先機関等	県北建設事務所	～こころをひとつに一歩ずつ～ ○私たちは、安全安心、豊かさを次代につなぐ仕事を「ひとつひとつ」実現します。
	県中建設事務所	○私たちは、福島県の真ん中から交通・生活・交流など、福島県の発展を支えます。
	県南建設事務所	○私たちは、安全・安心の確保を最優先に取り組みます。 ○私たちは、自らの職責を十分に理解し、県民が求める真に必要な社会資本の整備・管理に取り組みます。
	会津若松建設事務所	○周りから頼りにされる職場 ～明るく、元気で、前向きに。そして感謝を忘れずに～
	喜多方建設事務所	○私たちは、地域とのつながりを大切に、地域の風土と特性を活かしながら、安全・安心の確保やまちづくりに取り組みます。
	南会津建設事務所	○私たちは、地域の声しっかりと耳を傾け、思いやりとおもてなしの心をもって、南会津の明日を拓く社会資本の整備・管理にしっかりと取り組みます。 ○私たちは、地域の文化・歴史・風土などに対する深い理解のもと、「質が高く」「長持ちする」「県民の皆さまに喜ばれる」社会資本の整備・管理にしっかりと取り組みます。
	相双建設事務所	○私たちは、県民の視点に立って、地域の実情を踏まえた課題解決に、熱意を持って取り組みます。 ○私たちは、復旧・復興のステージに合わせた社会資本の整備を進め、復興と地方創生に全力で取り組みます。
	富岡土木事務所	○私たちは、復旧・復興の最前線基地である双葉郡での勤務に誇りを持ち、使命・挑戦・責任を胸に業務に取り組みます。
	いわき建設事務所	○私たちは、安全・安心な社会基盤づくりと多様な魅力あるまちづくりに取り組みます。
	相馬港湾建設事務所	○私たちは、利用者の声に耳を傾け、愛される港づくりに取り組みます。 ○私たちは、さらなる飛躍を目指し、時代の潮流を見据えた「シンカ」する港づくりに努めます。 ○私たちは、より安全に、より安心して港を利用できるよう、適正な維持管理に努めます。
	小名浜港湾建設事務所	○私たちは、福島県の産業を支え、脱炭素社会を支援する港づくりに取り組みます。 ○私たちは、魅力ある港をつくることで輝ける地域づくりを積極的に支援します。
	福島空港事務所	○私たちは、福島空港を利用される皆様の安全を第一に考え業務に取り組みます。 ○私たちは、空港関係者と一体となって県民の皆様に愛される魅力ある空港づくりに努めます。
	県北流域下水道建設事務所	○私たちは、きれいな水環境を保全し快適な生活環境を守るため、下水道の健全な管理・運営に努めます。 ○私たちは、災害に強い下水道を目指すため、施設の耐震化や耐水化に取り組みます。
	県中流域下水道建設事務所	○私たちは、下水道を通じ良好な水環境の保全と生活環境の改善に努めます。 ○私たちは、関連する市町村と連携し、持続可能な下水道事業の構築に取り組みます。